

令和3年第4回邑楽町議会定例会議事日程第2号

令和3年12月7日（火曜日） 午前10時開議  
邑楽町議会議場

第 1 一般質問

○出席議員（14名）

1番	島田時男	議員	2番	佐藤富代	議員
3番	小久保隆光	議員	4番	黒田重利	議員
5番	大賀孝訓	議員	6番	瀬山登	議員
7番	松島茂喜	議員	8番	塩井早苗	議員
9番	原義裕	議員	10番	松村潤	議員
11番	神谷長平	議員	12番	小沢泰治	議員
13番	大野貞夫	議員	14番	小島幸典	議員

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

金子正一	町長
半田康幸	副町長
藤江利久	教育長
関口春彦	総務課長
橋本光規	企画課長
横山淳一	税務課長
松崎嘉雄	住民課長
山口哲也	安全安心課長
橋本恵子	健康福祉課長
久保田裕	子ども支援課長
吉田享史	農業振興課長 兼農業委員会 事務局長
小林隆	商工振興課長
齊藤順一	都市建設課長
築比地昭	会計管理者 兼会計課長
中繁正浩	学校教育課長
田中敏明	生涯学習課長

---

○職務のため議場に参加した者の職氏名

石	原	光	浩	事	務	局	長
内	田	知	栄	書			記

---

◎開議の宣告

○松村 潤議長 これより本日の会議を開きます。

[午前10時02分 開議]

---

◎一般質問

○松村 潤議長 日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

---

◇ 大 賀 孝 訓 議 員

○松村 潤議長 5番、大賀孝訓議員。

[5番 大賀孝訓議員登壇]

○5番 大賀孝訓議員 改めまして、おはようございます。議席番号5番、大賀孝訓です。通告によりまして、一般質問を行います。

本日の質問は、町にとっても今後大きな問題となってくるであろう空き家問題について質問をいたします。特に町については、過日の広報おうら8月号、これに特集が組まれております。大変大きな問題になるであろうということは予想されます。また、この問題については、何人かの議員がかつて今までも幾つか質問をしてきましたけれども、なかなか解決策が見いだせないというのが現状だと思います。そこで、今現在の町の空き家対策計画が今年の3月に策定されましたけれども、その後の進捗状況についてお伺いいたします。担当課長で結構ですので、今の進捗状況についてお聞かせください。

○松村 潤議長 齊藤都市建設課長。

[齊藤順一都市建設課長登壇]

○齊藤順一都市建設課長 お答えいたします。

邑楽町空家等対策計画において、町内に存在する空き家等の課題を整理し、課題の解決に向けた施策として6つの施策を示してございます。計画策定後の初年度といたしまして、この6つの施策である所有者等への周知・啓発、空家等の適切な管理の支援、邑楽町空家等バンクの創設・運用、空き家等対策の実施体制の確立、既存支援制度の紹介及び新たな支援策の検討について着手し、運用を開始しているところでございます。

以上でございます。

○松村 潤議長 大賀孝訓議員。

○5番 大賀孝訓議員 今の計画は分かりましたけれども、これが進んでいるかどうかということが一番大きな問題になるわけです。

特に現状でこの計画の7ページにあるのですけれども、空家等対策計画の7ページになります。AランクからEランクまで空き家のランクづけがしてありまして、町内全体では335件が今年の3月に認定されております。問題は、Aランクについてもいろいろ問題ありますけれども、特に問題なのはDランク、Eランクに位置づけられている家屋の撤去のことです。私が確認しただけでも何件かありましたけれども、特に何件かについては危ないような現状もあるようです。交通の妨げになるとか災害のときの支障になるとか、また通行だとか、そういったことに関して、空き家から火事は今のところ発生していないようですけれども、こういった問題もあります。

担当課長にお伺いしますけれども、この計画の中の区分されている5段階の中で、特にDランク、Eランクに位置づけされている空き家の撤去が進んでいるかどうか、この辺についてお伺いいたします。

○松村 潤議長 山口安全安心課長。

〔山口哲也安全安心課長登壇〕

○山口哲也安全安心課長 答えいたします。

所有者等に適正な管理をお願いしたところ、数件除却され、D、Eランクについては、Dランク1件除却の事例がございます。Dランクの中でも特に危険な箇所については、日頃から家屋の傷み具合等の状況確認を行っている次第でございます。

以上です。

○松村 潤議長 大賀孝訓議員。

○5番 大賀孝訓議員 1件撤去ができたということだそうですが、まだまだDランクについては34件、Eランクについては9件残っておりまして、今後大きな問題になる前に、これらの撤去も進めなければならないかと思っております。これらについて335件あるということだったので、実際に1件撤去ができておれば334件になるわけですが、定期的な調査はどの程度進んでおるのかということについてお伺いいたします。

○松村 潤議長 山口安全安心課長。

〔山口哲也安全安心課長登壇〕

○山口哲也安全安心課長 答えいたします。

平成30年度に空き家実態調査を行いました。それ以降は、生活環境委員に地元行政区の空き家一覧を渡してありますので、それに基づいて空き家が解消された、新たに空き家になったなどの報告を随時いただいております。

以上です。

○松村 潤議長 大賀孝訓議員。

○5番 大賀孝訓議員 調査を進めておるということでありまして、ただ調査をすればいいというものではないと思っております。もし調査が進んで、定期的な調査があつて、その調査がスムーズに

進んでおれば結構ですけれども、進んでいない場合、今後どのような調査を行っていくのか、お伺いをいたします。

○松村 潤議長 山口安全安心課長。

〔山口哲也安全安心課長登壇〕

○山口哲也安全安心課長 お答えいたします。

今後も生活環境委員をはじめ、行政区との連携を強化する、また担当職員のほうにおいても特にD、Eについては特化して状況確認をしていきたいと考えております。

以上です。

○松村 潤議長 大賀孝訓議員。

○5番 大賀孝訓議員 そういった各種の委員等を使って、いろんな方々から情報を集めて、それを基に定期的な調査を進めるということですが、なかなかこれも大変だと思います。

特に一目で分かるような感じで、いわゆるGISのデータベース化ということがあります。都市計画図の中で、このデータベース化について、これがどのくらい進んでいるのか、お伺いをいたします。

○松村 潤議長 山口安全安心課長。

〔山口哲也安全安心課長登壇〕

○山口哲也安全安心課長 お答えいたします。

平成30年度の調査に基づいて、GISデータベース化は進んでおります。更新につきましては、新たな情報が入り次第、その都度更新を行っている状況でございます。

以上です。

○松村 潤議長 大賀孝訓議員。

○5番 大賀孝訓議員 これから徐々に進めるということでもありますけれども、ぜひ定期的な進捗状況を後でお伺いしたいと思っております。特に地理情報システムによるデータベース化については、非常に分かりやすいデータベースになると思いますので、これをぜひ的確に進めていただいて、データベース化を進めるようお願いいたします。

もう一件ですが、この計画の中でも17ページにございます庁内体制の構築、庁内会議の設置ということが述べられております。この辺の庁内会議がどの程度設置されて、どういったことで情報共有が持たれているのか、それからこの庁内会議の定期的な会議についてはどのような状況になっているのか、お伺いをいたします。

○松村 潤議長 山口安全安心課長。

〔山口哲也安全安心課長登壇〕

○山口哲也安全安心課長 お答えいたします。

庁内会議ですが、昨年度庁内の調整会議は2度開催し、邑楽町空家等対策庁内会議設置要

綱を定め、邑楽町空家等対策庁内会議を1回開催し、それらの中で町内の空き家等の情報共有を行ってきております。今年度はまだ開催しておりませんので、年明けには庁内会議を開催したいと考えております。

なお、安全安心課、都市建設課の担当職員による会議、打合せ等は必要に応じて適宜行っております。

以上です。

○松村 潤議長 大賀孝訓議員。

○5番 大賀孝訓議員 大変な問題だと思います。庁内でいかに情報共有をしていくかということは大きな問題になりますので、課内だけでなく、全庁を挙げた空き家対策を進めてほしいと思っております。特にこの情報共有ということが一番大きな問題になりますので、いろいろと庁内全体からいろんな情報が上がってくるとは思いますが、これらをまとめて、庁内で情報共有をきちんとしていくということが、空き家問題解決の前進の一步になるかと思っております。

さて、それと同時にもう一つは、邑楽町空家等対策協議会ですか、これを設置するという事になっております。聞くところによりますと、昨年度は3回実施しているということです。これは、外部の方々が空き家等についていろいろな意見交換をするなり、対策を話し合うような会議かと思われまます。本年度の開催はどのようになっているのか、お伺いをいたします。

○松村 潤議長 齊藤都市建設課長。

〔齊藤順一都市建設課長登壇〕

○齊藤順一都市建設課長 お答えいたします。

邑楽町空家等対策協議会の今後の開催の予定でございますが、今後の開催については、空き家等が特定空家等に該当するか否か等の判断であったりとか、計画の関係でマニュアル等を作成する部分もございしますので、その辺の検討、協議をしていただきたいと考えておりますが、今年度の日程はまだはっきりと決まっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○松村 潤議長 大賀孝訓議員。

○5番 大賀孝訓議員 やはり昨年はきちんと3回開催されたけれども、本年はまだ開催がゼロということではありますが、ぜひこれを早期に開催していただいて、対策を協議していただかなければならないと。大きな問題になる前に、今も大きな問題になりますが、ぜひ外部の方も含めた開催をお願いしたいと思っております。

特に会議があった場合に、開催状況について、これが公開されているのかどうかということも含めてお伺いいたしますが、本年度一回も開催されていないということは、本年度進捗がなされていないということでもあります。今後の件についても大変な問題でありますので、ぜひ本年度も開催をしていただいて、外部意見も聞いて、空き家を今後どうしていくかということについて議論を深

めていただきたいと思います。この件についていかがでしょうか。

○松村 潤議長 齊藤都市建設課長。

〔齊藤順一都市建設課長登壇〕

○齊藤順一都市建設課長 お答えいたします。

令和2年度における議事録は公表してございません。今後特定空家等の認定などに関する協議等を行う場合については、特定空家等が周辺環境等に及ぼす影響等と個人情報を考慮し、町のホームページ等で議事録を公開していくことを検討してまいります。

以上でございます。

○松村 潤議長 大賀孝訓議員。

○5番 大賀孝訓議員 この議事録の公開については、大泉町等も公開しておるようなことを聞き及んでおります。これは、今後開催されるものを公開していくのか、今までのものも公開していくのか、どちらになりますか。

○松村 潤議長 齊藤都市建設課長。

〔齊藤順一都市建設課長登壇〕

○齊藤順一都市建設課長 お答えいたします。

呂楽町空家等対策協議会の委員の方には、情報の公開についてまだお話をしておりませんので、次の会議の中で、その公開の在り方等もお話をさせていただいて、今まで開催した議事録についても公開していくかどうかもその中で検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○松村 潤議長 大賀孝訓議員。

○5番 大賀孝訓議員 こういった会議だとか情報というのは、公開されるほうがより有効であると思われまので、ぜひこれも公開をしていただきたいと思います。と思っております。

もう一点、せっかく外部関係者の対策協議会が開かれるのであれば、いろいろと細かい話題も出てくると思うのですが、こちらの広報紙のほうでも空家バンク利用の流れというのが出ております。空家バンクについてお伺いをいたします。現状で空家バンクの運用が8月から始まっているというふうに聞き及んでおりますけれども、現状で空家バンクがどのような状況にあるのかお伺いします。特に空家バンクにつきましては、先ほどの計画の中で5段階に分けられたAランク、Bランク等についても活用が期待できますので、この辺の空家バンクについてお伺いをいたします。

○松村 潤議長 齊藤都市建設課長。

〔齊藤順一都市建設課長登壇〕

○齊藤順一都市建設課長 お答えいたします。

空家バンクの登録状況でございますが、登録に関する相談は複数ございましたが、令和3年12月1日現在で登録状況は1件でございます。また、呂楽町空家等バンクに登録した物件の周知につき



ましては、町ホームページ及び全国版不動産情報サイトに掲載し、多くの方に閲覧していただけるよう広く情報を周知してございます。たまたま昨日その物件についてお問合せがありましたので、利用する申込みのほうを説明させていただいております。

以上でございます。

○松村 潤議長 大賀孝訓議員。

○5番 大賀孝訓議員 空家バンクにつきましては、これも大事な件であります。

特に現状で人口減等が言われておりますけれども、また町の町営住宅の問題等にも関しまして、空き家の活用ということがこれから急務になってくるかと思われまます。特に今後どう運用していくかということ、今1件のお問合せがあったということでもありますけれども、この空家バンクの運用がきちんとうまくいけば、空き家の活用ということが図れるかと思ひます。特に空家バンクにつきましては、Aランク、Bランクの中ですぐにでもちょっと手を加えれば住めるような状況にあるような空き家について、どういうふうに活用していくかということが大きな問題になろうかと思ひます。ですから、これらについての働きかけ、個別の空き家の働きかけ、どのように行政として働きかけているのか、空家バンクへの登録への働きかけ、あるいは活用への働きかけが行われているのかどうかということについて、お伺いをいたします。

○松村 潤議長 齊藤都市建設課長。

〔齊藤順一都市建設課長登壇〕

○齊藤順一都市建設課長 お答えいたします。

今後の運用課題といたしましては、空家等バンクへの掲載物件の増加を図ることでございます。増加に向けましては、空家等バンクにご協力いただいている一般社団法人群馬県宅地建物取引業協会と協議をさせていただきながら、登録物件の増加を目指していきたいと考えております。空家等バンクの有効な活用を通じて、定住の促進や管理不全となっている空き家の発生を予防し、良好な住環境の確保に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○松村 潤議長 大賀孝訓議員。

○5番 大賀孝訓議員 いろんな団体を通じてこの空家バンクへの働きかけを行っていければ、大変活用が進むかと思われまます。要は、もう一つお伺いしたいのはこの関係で、行政としてどのように空家バンクへの登録、あるいは活用を指導、援助していくかということが問題であります。この辺の行政としての指導、援助、働きかけについてどのように考えているのか、お伺いをいたします。

○松村 潤議長 齊藤都市建設課長。

〔齊藤順一都市建設課長登壇〕

○齊藤順一都市建設課長 お答えいたします。

空家等バンクのメリットでございますが、登録及び利用が無料であることでございます。借主、

買主を探すために、ウェブ上で物件情報を公開することができ、より多くの人に見てもらうことが可能となり、立地が悪く、知らせることが難しい空き家等であっても、利用したい人や邑楽町に移住したい人に情報が提供できることでございます。あまりよくない点といたしましては、空家等バンクに登録したら、必ず賃貸や売買ができるというものではございませんから、登録したから大丈夫と安心せず、自分自身でも考えていただき、能動的に動いていただき、空家等バンクで解決できなかった場合の解決策を講じていくことも必要であると思われまます。

以上でございます。

○松村 潤議長 大賀孝訓議員。

○5番 大賀孝訓議員 今言ったように、空家等バンクへの応援体制をきちんとしていただくことが、空き家のこれ以上の増加がないような行政の役割かと思っております。

特に邑楽町空家対策協議会がありますけれども、群馬県宅地建物取引業協会ですか、これらの方も委員になっておるようではございますけれども、まだ使える空き家、放っておけばどんどん傷んでしまう空き家、これらを増やさないために、定住、定着への促進も含めて大きな問題になろうかと思っております。町長、これらについてちょっとお伺いをいたします。人口減に伴う定住、移住、これらと空き家等の問題が現状ではAランクに位置づけられている空き家が141件あります。それから、Bランクの空き家が72件、合計で200件以上のちょっと手を加えれば住めるというふうな空き家もございます。これらを移住定住に関する活用が図れないものかどうなのかということについて、町長の意見をお伺いいたします。

○松村 潤議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 お尋ねの件については、この3月に作成をいたしました計画に基づいての数値でもあります。

A、Bランクに位置づけられている空き家、これが約200件を超えていると、いわゆる全体の3分の2を占めているわけでもあります。こういった有効な資産を一層有効に使っていくということは、この資産管理の面でも大変大切なことだというふうに私は思っておりますので、これを移住定住者に向けてご利用いただくということは、まさにそのとおり進めていくことが必要だろうというふうに思っておりますので、今この移住定住をされている方、あるいは転入をされている方については、担当する企画課のほうでアンケート調査等も取っているわけでもあります。したがって、その移住定住に考慮している転入者については、今空家等バンクを利用した中で、所有者と利用する方のいわゆるマッチングと申しますか、共同、共通した考え方が進めば、そういった利用も大きく改善されていくのではないかと、こんなふうに思っておりますので、空家バンクの活用については有効に利用して、そしてその資産が有効に活用できるような体制づくり、町としても考えていくと、そのように考えております。

○松村 潤議長 大賀孝訓議員。

○5番 大賀孝訓議員 ぜひその有効な空家バンクの活用をしていただいて、このAランク、Bランクの空き家についてもぜひ有効活用を図っていただければありがたいと思います。

さて、問題はもう一点です。先ほど質問しましたけれども、Dランク、Eランク等についての空き家なのでございますけれども、これも件数的にはAランクほど多くはないですけれども、Dランクが34件、Eランクが9件、9件のうち1件は撤去したという話でしたけれども、合計で40件ぐらいのDランク、Eランクの空き家がございます。これをどうしていくかということです。これが一番大きな問題で、よくテレビ等でもごみ屋敷の問題、あるいは空き家の火事の問題、あるいは動物がすみついて困るとか、これらがよくテレビのニュース番組で特集をしております。邑楽町とて、特にEランクの空き家等については早急に対処しないと、通行人や近隣に迷惑を及ぼすであろうということが予想されます。これらについて、撤去をどうしていくかということが問題になります。

そこでお伺いをいたします。担当課長で結構です。これらについての撤去を、町が行政代執行でできるのかどうか、これについても問題があります。例えば撤去するのに、坪当たり3万円、4万円かかるような空き家を撤去したとして、誰がその費用を出すのか。更地にして販売できて、それでツーペイできるのかどうかという問題もあります。これらについて、行政としては撤去を今後どのように進めていくかということは大きな問題ですけれども、これについてお伺いをいたします。

○松村 潤議長 山口安全安心課長。

〔山口哲也安全安心課長登壇〕

○山口哲也安全安心課長 お答えいたします。

現在は、特定空家等に認定する前の情報提供や助言を行い始めたところでございます。今後特定空家等に認定され、助言や指導、勧告を繰り返し行っても改善されなければ、空家等対策協議会に協議し、命令の手続き後に命令をし、協議会の協議で代執行を行う判断をした場合、命令に従わなければ代執行することができますので、代執行する旨を戒告いたします。それでも従わなければ再戒告をし、従わなければ代執行令書により通知をし、当該特定空家等による周辺的生活環境等の保全を図るという規制目的を達成するため、必要かつ合理的な範囲で代執行を行うこととなります。

以上でございます。

○松村 潤議長 大賀孝訓議員。

○5番 大賀孝訓議員 まだ具体的には、代執行が町内では行われていないと思います。町内初めての代執行も今後は期待をしたいというふうに思っております。

特定空家の中でも危険である、あるいは近隣に迷惑を及ぼすというふうな空き家については、ぜひ今後代执行的なことも含めて、対処していかなければならないだろうと思っております。特に坪当たりの取り壊し費用が2万円、3万円、4万円かかったとしても、それを更地にして売却した場合に、売却できないおそれも出てきます。町の税金がそこに投入されるというふうなこともありま

すけれども、これらについても今後は代執行をより早急にするべきような空き家がまだまだありますので、これらについて町長はどのように考えているか、ちょっとお伺いしたいと思っております。

○松村 潤議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 行政代執行を行うということについては、特定空家に認定をされなければなりません。

先ほど課長のほうから説明申し上げましたけれども、その特定空家を認定するためには、やはりいろいろご議論がありましたけれども、庁内会議、あるいは空家等対策協議会の協議を行っていただいて、そこで慎重に協議を行う中で、空家等対策の推進に関する特別措置法の第14条に基づいて指導、助言し、命令、勧告と、そういう手続を踏んで、慎重に対応していかなければなりません。したがって、そのまま放置すれば倒壊するおそれがあって、著しく保安上危険という状況ですとか、いろいろ特定空家によって状況は変わってくるだろうと思いますが、そういったことを十分踏まえた中で、周辺的生活環境が脅かされないような中で考えていかざるを得ません。

したがって、認定を受けた場合には、今申し上げましたように、いろいろな指導、勧告、命令等々を行った中で、それが行政代執行が必要であるということにそれぞれの協議会の中で認定をされた場合には、やはり行政代執行法に基づいて執行していくということになります。当然その執行するのに費用がかかるわけでもありますので、議員お尋ねのように税金の中から投入をして、それを執行するということになりますので、その所有者、あるいは関係者にはその納付をいただくというようなことになるわけでもあります。しかしそれがかなわないという方もあるいはあるかもしれませんが、その場合には、やはり町のほうの税を執行して行うということでもありますから、先ほど申し上げましたけれども、周辺住民の皆さんの生活環境を保全を図るためというような大きな公益的な狙いもあるわけでもありますので、そういった場合には経費の徴収はできないこともありますが、これは建物の状況を十分踏まえた中で対応していきたいと、このように考えております。

○松村 潤議長 大賀孝訓議員。

○5番 大賀孝訓議員 今の町長のお答えの中で、住民への不安をきちんと取り除くというふうなこと、あるいは代執行した場合に予算的なもの、特に何百万円もかかるようなことであって、土地が更地になって売れなかった場合に非常に困るわけです。これらも踏まえながら、関係各課ではこれらの特定空家についての認定を早急に進めるような必要は出てくると思います。ぜひこの辺についてもお願いをしたいと思っております。

特に空き家になった多い理由が、居住者の死亡、転居、あるいは介護施設等への入所等が挙げられております。今後とも本町の人口は減少が予想されます。本町の空き家も増加が予想されます。これら全般的について、町長、もう一度町全体のこととしてお考えがありましたらお聞かせいただきたいと思っております。

○松村 潤議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 令和3年3月に策定いたしました空家等対策計画によれば、先ほど議員のほうからご意見いただきましたけれども、現在が335の空き家が存在すると、そのうち所有者の方の指導や町のほうの指導で減少したという話がありましたが、しかしお尋ねのように、これからこの計画でも10年後には約29戸ほど増えるであろうというふうに推測をしております、私はこの現状をいかに維持、あるいは減少させるかということは大きな課題になってくると思っております。具体的には亡くなられた方、あるいは所有者が不明、施設入所者の方等々、今後そういった状況が増えるであろうというふうに見込まれることを考えますと、現状の存在を維持しつつ、そして減少させるため、新たな空き家等を発生させないということが大きな課題。それを解決するためにはということになります、やはり所有者の空き家等の適切な管理、あるいは周知、啓発等々を行う中で、隣近所でも十分注視しながら、そういったことが発生しないように進めていくことが必要かなと思っております。

先ほどの空家バンクの利活用の問題もありましたけれども、こういったことも十分活用していく中で、所有者、それから利用される方の意見を十分情報を把握することによって、そういった空き家を少なくしていくと、あるいは発生した場合にはいち早くそれを改善させるように努力をしていく。これは、町行政のこれからの大きな仕事になってくると思いますので、適正な管理を指導することによって、そういった解消に向けて努力をしていきたいと、このように思っております。

○松村 潤議長 大賀孝訓議員。

○5番 大賀孝訓議員 新たな空き家を発生させないということが、非常に大きな問題になるかと思っております。

かくいう私も、現状で私が病気で入院したり、死亡したりすると、家も空き家になるおそれがあります。人の問題ではないのです。みんなそれぞれ高齢化社会になって、自分の住んでいるところをどうしていくかということは大きな問題になります。これらも含めて、今町長が言ったとおり、所有者への啓発、要はその方がお亡くなりになったりして空き家になってしまったということが発生する前に、その空き家を所有者が遺産相続した人が今後どうしていくかという問題が発生してきます。家は、年数がたてば傷む問題があります。何千万円かかけた家であっても30年、40年、50年たつとだんだん傷んでいきます。価値がなくなってきます。そうすると、遺産放棄ですとか相続放棄という問題も出てきます。どうぞ皆さん、これらの問題について細心の注意を払って、今後町に空き家が増えないように、あるいはその空き家をどう活用していくかが一番大きな問題になろうかと思っております。これらについて提案、いわゆる問題提起を申し上げ、私の質問を終了いたします。

○松村 潤議長 暫時休憩いたします。

〔午前10時50分 休憩〕

---

○松村 潤議長 休憩前に引き続き一般質問を行います。

〔午前11時05分 再開〕

---

◇ 小久保 隆 光 議 員

○松村 潤議長 3番、小久保隆光議員。

〔3番 小久保隆光議員登壇〕

○3番 小久保隆光議員 皆さん、改めましておはようございます。議席番号3番、小久保隆光です。どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。通告に従ひまして一般質問をしますのて、よろしくお願ひします。

一般質問は、コロナ禍における町の現状についてです。世界中を震撼させた新型コロナウイルス感染症も最近は減少傾向に見られました。町長をはじめ、医師や看護師、それに携わった多くの方々の努力のたまものというふうにおもっております。本当にありがとうございます。感謝を申し上げます。12月6日現在、1日のコロナ感染者は、東京都では7人、群馬県では1人、邑楽町では0人でございます。本当にありがとうございます。感謝を申し上げます。

しかしながら、ほつとしたのもつかの間、またオミクロン変異体が南アフリカで確認されました。大変なことです。日本初の感染者が空港内で確認されました。40代の男性が隔離されました。その後何もなかったかなというふうにおもっておりましたけれども、20代の男性も空港内で陽性というふうになり、隔離されました。大変なことです。これが広まってしまうと日本中大変なことになりますので、早急に水際対策でしっかりとやってほしいというふうにおもっております。

コロナ禍における町の影響や自粛でたくさんの方が中止になって、大変だなどというふうにおもっております。コロナウイルス感染症が収まりましたら、再開してほしいと願っております。この件については要望でございますので、回答は要りません。

続きまして、第3回目のコロナワクチン接種についてでございます。第3回目のワクチン接種が実施されると聞いております。町ではどのような計画で実施されるのか、後ほど聞きたいと思ひます。前回のコロナウイルス感染症の接種には、案内や接種券が各家庭に届きました。この接種券を見ますと、高齢者たち、特によく分かります。ここには、接種日程、それから接種の時間、接種の会場、申込み方法というふうにお書いてございますので、高齢者の皆さん、とつてもうれしがっております。本当にありがとうございます。また、今回も案内、この接種券のご案内、それから接種券、そういうものが今回も配布されるのか、担当課長にお聞きします。よろしくお願ひします。

○松村 潤議長 橋本健康福祉課長。

〔橋本恵子健康福祉課長登壇〕

○橋本恵子健康福祉課長 接種券についてなのですが、全国的には12月1日から医療従事者へ

の接種というものが開始となっております。呂楽町でも11月末に医療従事者宛てへ接種券、予診票というのを発送しております。

今後なのですけれども、2回目接種終了からおおむね8か月以上ということで目安になっておりますが、こちらの対象となる方宛てには順次接種券、予診票をお送りしていく予定であります。県でも、前回と同じように県営ワクチン接種センターを設けて、接種を行っていくというような情報もありますので、こちらの接種に関しましては医師会だとか近隣の市町、県との調整を図りながら、速やかな接種に向けた準備というのを進めていく次第でございます。

今後の動向についてなのですけれども、ワクチン接種ガイド、こちらを活用しながら速やかに情報提供を行っていきたいと思っております。

以上です。

○松村 潤議長 小久保隆光議員。

○3番 小久保隆光議員 ただいまのお話を聞いて、ありがとうございます。ワクチン接種、それからご案内を配布してくれるというふうなことでございますので、高齢者の皆さんも、そのほかの皆さんも大変喜んでいかなというふうに思います。ひとつよろしく願います。

続きまして、医師や看護師の確保は取れているのか。医師や看護師不足が取り沙汰されております。前は、中央公民館に日時と時間ごとに接種される方が集まり、スムーズに会場に誘導してくれました。会場に入りますと、看護師が医師までご案内し、ここに持ってきてありますけれども、議会だよりです。7月の議会だよりには医師の方が高齢者の方に親切に打っていただく様子が見られております。皆さん読んでおりますか。よく読んでいただきたいというふうに思います。

今回も前回と同様に接種していただければ、安心してたくさんの方々が接種を受けられるのではないかとこのように思いますので、ひとつ担当課長、その点について、あるいは本部長でも結構ですので、よろしく願いたいと思います。

○松村 潤議長 橋本健康福祉課長。

〔橋本恵子健康福祉課長登壇〕

○橋本恵子健康福祉課長 こちらの接種に関してなのですけれども、町では5月10日から中央公民館で高齢者向けということで接種を開始いたしました。また、8月になりましてからは、59歳以下接種を町民体育館のほうで行いました。また、11月に入りましてからは、今までに受けられなかった方、あとはお誕生日を迎えて12歳になった方、このような方を対象に保健センターで行っております。

議員のおっしゃるとおり、接種を行っていく上では医師や看護師といった医療職、こちら不可欠となっております。どの会場においても医師や看護師の協力の下、ワクチン接種を進めていくことができております。3回目接種に関しましても、医師会とも連携を取った上で、対象の方が安心して接種ができますように、同じように協力をいただけるように調整を進めているところであります。

す。

以上です。

○松村 潤議長 小久保隆光議員。

○3番 小久保隆光議員 ただいまのお話を聞いて安堵しました。第3回目のコロナウイルス接種においてもひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。接種される方が大変喜んでいただけるのではないかと、前回よりもたくさん接種の方が見えるのではないかというふうに思ひますので、ひとつその点よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、学校生活における影響についてをお伺ひします。コロナ禍でいじめやストレス、不登校になった子や、親子関係がうまくいかないで学校に行けなくなった子がいると思ひます。担当課長、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○松村 潤議長 中繁学校教育課長。

〔中繁正浩学校教育課長登壇〕

○中繁正浩学校教育課長 学校生活におきまして、コロナ禍でそのような状態になった児童生徒がいるかどうかにつきましては、これまで学校からの報告では、そのような児童生徒がいるという報告はございません。

以上です。

○松村 潤議長 小久保隆光議員。

○3番 小久保隆光議員 今のお話を聞きまして、心が安堵しました。いじめや不登校の子がいないということは大変いいことだというふうに思ひます。教育相談、または学校愛、子供愛、そういうふうなものがきちんとされているかなというふうに思ひしております。本当によかったなというふうに、心からうれしいなというふうに思ひしております。

しかし、学校によっては授業中に教室から抜け出したり、それを先生方が探しに行ったりして、大分時間を食ってしまいますが、特に算数の時間です。教科別を取っておりますので、算数の時間になるとすうっといなくなってしまう子も見られます。また、30日以上学校を休んで不登校になっている、かわいそうな子がいます。とてもかわいそうです。そういう子供たちを先生とか、あるいは管理職がその家に行ってお話をするのですけれども、2階にいるのですけれども、なかなか下りてこない。お母さんに話しても、もう何というふうなことも言わないで、学校の先生方は残念がっておりますけれども、とにかく繰り返し、繰り返し行っております。

それから、高学年の子が休み時間に弱い子をいじめる報告もされております。さらに、テレビや新聞等、皆さんも聞いたり見たりしたというふうに思ひますけれども、コロナ禍において、不登校の生徒が全国で19万6,127人いるそうです。今もう少し増えたかなというふうに思ひます。あるいは減少したかなというふうに思ひますけれども、たくさんの不登校の子がおります。そういう子供たちをぜひ助けたいというふうに思ひしておりますけれども。



また、トラブルによって、ある中学生が引き起こした刺殺事件、これもテレビでやっておりましてけれども、同級生による刺殺事件。廊下に呼び出して、同級生が今までのトラブルのことを恨んで刺して殺してしまったというふうな事件もございます。しかし、呂楽町の子はこのような事件を起こさず、先ほどお話ししたとおり、教育相談とか教育愛、そういうふうなものに燃えた先生方がたくさんいるのだなというふうに喜ばしく思っております。いい先生をたくさん採っていただきたいというふうに思います。

それでは、最後のほうになりますけれども、コロナ禍の対応について、第6波による感染拡大が心配されております。また、感染力の強いオミクロン変異株が確認されました。40代の男性、先ほどもお話をいたしましたけれども、20代の男性が空港で隔離されておりますけれども、まだまだ早急な対策を取らないと増えていくのではないかとというふうに思います。こういうふうな事態から、国から何か指示があつたりすると思いますけれども、呂楽町でも早急な対応が急務ではあるのではないかとというふうに思っておりますので、町長のお考えをお聞かせください。

○松村 潤議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 現在までのコロナ対策については、担当課長から詳細にわたって報告をさせていただきましたけれども、さて今後の対策についてどのように考えるかということであります。

第6波の感染拡大ということもあるやもしれないという状況の中で、やはりこの感染拡大を抑えるということでは当初から言われておりますけれども、密の環境を避ける、マスクをする、手洗いを頻繁にやる、当初考えられていたような環境を自ら今まで以上に守って、そして対応していくということが私は大切だというふうに思っております。過去には、手指の消毒の問題も事業として取り組ませていただきましたけれども、こういったことを行政がするということはもちろんであります。しかし町民の皆さんそれぞれがこのコロナウイルスに関わる点については、繰り返しになりますけれども、今まで以上に注意をして、そしてウイルスを寄せつけないような環境を自らが行っていくということが大事なことだというふうに思っております。

それには、日々の生活環境を今までと違った形で進めていくということが大きく取り上げられると思っておりますけれども、何といたっても一番大切なのは、言われておりますようにマスクをきちっと着用する、手指の消毒、手洗いをする、そして3密を避けるというような、換気ももちろんであります。そういった状況をつくり上げていけば、今の現状のようなことが推移をしていくということになっていくのではないかと、このように思っております。新たなウイルスも世界中では48か国とか50か国と、こう言われている状況で、感染力が大変高いということも言われておりますが、そういったことも国は水際対策できちっとやっておりますが、町としても町民の皆さんにそういったことをお願いして、感染拡大を防止するように努めていきたいと、こんなふうに思っております。

○松村 潤議長 小久保隆光議員。

○3番 小久保隆光議員 今町長のお話を聞いて、大変よかったというふうに思います。コロナ禍で感染された方の中には仕事をなくしたり、いろいろしていることがございます。家族ともばらばらになったり、あるいは路上生活の人もおるといふふうに聞いておりますが、ただいまの町長のお話を聞いて安堵いたしました。ありがとうございました。

町長のコロナ禍の対策、今真剣にお話を聞いてよかったというふうに思います。新型コロナウイルス感染症を減少させる、さらなるお力を出していただきまして、頑張ってくださいれば幸いかというふうに思います。どれを取っても大変かなというふうに思いますので、各担当の課長たちにもよろしくお願ひしたいと思いますが、第3回目の接種、あるいは学校生活のお子さんのケア、心のケア、それから先生方も一生懸命頑張っておりますので、ひとつ先生方のお気持ちを和らげていただいて、体のコントロールですか、体調を崩さないように感謝をしてあげたいというふうに思っておりますので、その点もよろしくお願ひしたいと思います。

これで、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○松村 潤議長 暫時休憩いたします。

〔午前 11時30分 休憩〕

---

○松村 潤議長 休憩前に引き続き一般質問を行います。

〔午後 1時00分 再開〕

---

◇ 松 島 茂 喜 議 員

○松村 潤議長 7番、松島茂喜議員。

〔7番 松島茂喜議員登壇〕

○7番 松島茂喜議員 7番、松島でございます。通告に従いまして順次質問させていただきますが、60分という限られた時間の中でございます。私のほうも簡潔に精いっぱい質問させていただきたいと思っておりますので、ぜひ町長におかれましても同様に簡潔、明瞭なお答えをいただきたいというふうに思います。また、この60分間が、金子町長にとりましても、私にとりましても有意義な時間、そして今日は多数の傍聴人の方にもお越しをいただいておりますが、その方々にとっても非常に有意義な時間になるように努めてまいりたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひをしたいと思います。

それでは、早速でありますけれども、質問に入らせていただきます。まず、題目でございますけれども、土砂条例違反についてということで、これは前回の9月議会で行った質問をまた再度同じ題目ということになりますが、今回はまず最初にこれまでの経過についてお伺いをし、そして2番目に別件でまた新たな違反事例があったということであれば、その内容についてお聞きをし、そして今後町がどういった対応を取っていくことによって問題点が改善されていくのか、その辺につい

てただしたいと思っております。ぜひよろしくお願いをしたいと思えます。

まず、これまでの経過についてでございますけれども、今年9月1日付上毛新聞の報道にもありましたとおり、ご承知のことかと思うのですけれども、呂楽町においても土砂条例違反が7件、平成15年の条例施行から数えてあったということで、うち6件が現職町議が関与という記事でございました。その後、全員協議会である程度の報告は受けておりますが、また新聞報道にもありましたけれども、12月24日の期限をもって、これは原状回復命令を出したということであります。まだその辺ははっきりと詳しいところをお聞きしておりませんので、まずその確認をしたいと思えます。どんな対応、措置命令書だったのか、現在どういう状況になっているのか、その点について、まず課長のほうから答弁をいただきたいと思えます。

○松村 潤議長 山口安全安心課長。

〔山口哲也安全安心課長登壇〕

○山口哲也安全安心課長 お答えします。

土砂等が高く堆積されている箇所について、呂楽町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例に違反しておりますので、この高く堆積されている3か所につきまして、同条例第14条に基づき、事業者に対して、令和3年12月24日までに原状回復するよう文書により措置命令いたしました。文書は、令和3年9月17日付で同日、事業者本人に手渡しをいたしました。

以上でございます。

○松村 潤議長 松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 先ほど私が申し上げたとおりなのかなと思うのですけれども、その後の対応ということで、まだ12月24日の期日は迎えておりませんが、仮にその24日の期日を迎えた時点で、その原状回復がされないということの場合、これは公表に向けて動くというような町長の意向も前回の一般質問では示されているところではありますが、また全員協議会の中でも確認をさせていただきましたけれども、あくまでも高さが2.5メートルより下げられたということではなくして、やはり原状回復ですから、元の更地というか、フラットな状態に戻していただくということが大前提ということも伺っておりますが、そこで仮に措置命令に従えなかった、期日までに今申し上げたような原状回復がされなかった場合、果たしていつまでに、これはどんな方法でその公表を行っていくのか、その点についてお伺いしたいと思えます。

公表の方法は、規則によりますと、広報おうら、またはその他の方法によりということで、平成15年の条例制定時においては、恐らくインターネット上のホームページがあったかもしれませんが、そこが明記されておりませんが、その他の方法ということはホームページ上も含まれるのかなと思えますので、その点も考慮された中で結構なのですけれども、答弁をいただきたいと思えます。

○松村 潤議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 期限までに原状回復がされない場合、また土壌の汚染、または災害の防止のため必要があると認めるときはその事実を公表することができると、これは今の条例の中にあるわけでもあります。とありますので、条例にのっとり対応していきたいと、このように思っております。

方法としては、今議員がおっしゃられたように、規則のほうで邑楽町の広報紙、それから町のホームページにも掲載するというのも考えていきたいと、このように思っております。また、公表の内容については、当然のことなのですけれども、措置命令を受けた者の住所、氏名、違反事実、それから命令の内容等々について公表するという事で考えております。

○松村 潤議長 松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 公表の方法については明確に明言されたのかなと思うのですけれども、公表するか否かは、当然のごとく条例に従えば、町長の裁量ということであるのかなというふうに思います。災害のおそれがある場合においてはという大前提が条例改正の前、昨日改正しましたけれども、その前が適用されるのでしょうかから、恐らくその部分が残された形の中での判断になるのかなというのは私も分かるのです。

ただ、町長は前回の9月議会の私の質問の答弁の中で、やはりこの事例に関しては6件あったということで、それが同一人物だということで、これは悪質であるという認識を町長のほうも持っているわけです。加えて刑事告発も、これ3年という時効があるのを町長は知らなかったということです。その辺は、町長のほうの落ち度もあったのかなと。だからこそ刑事告発にも至らず、それから条例に基づいた措置命令書も出せず、ほかには出したらしいのですけれども、幾つか。ただ、条例に基づいたものが出されていなかった。だから、改めて9月17日付で出したわけではないですか。そこで4年も5年もタイムラグがあるわけです。そういったやはり町長、町側も、もちろん町長でしょうけれども、町長側のそういった不手際も指摘されている中での案件ですから、そういったこともしっかり考慮してもらった上で、その事実の公表については積極的に行っていただきたいと、このように私は思います。抑止のために、やはり同じことが繰り返されないために、その抑止のためにこういった事実の公表という項目があるわけです。ただし、その項目が町長のそのときの裁量によって左右されてしまうということであると、なかなかその抑止力が弱まってしまう部分もありますので、やはりその辺は毅然とした態度でぜひ臨んでいただきたいなというふうに思います。

それから、次の質問に入りますけれども、9月1日付の新聞報道に鑑みて、邑楽町議会でもやはり新聞の記事に該当する70歳代の議員が10人いるということで、10名の議員それぞれから、これは邑楽町議会議員政治倫理条例第2条に基づいて、議長のほうからその辺の確認がありました。そうしましたところ、10月21日と11月18日の全員協議会において、2回にわたって確認がされたわけですが、結果として10人全員が身に覚えがない、私は関係ありませんと、そういった内容で全ての議員が否定されたということでありました。もちろん議会側の問題として捉えてしまえば、それで終

わりなのですが、決してそうではないと私は思うのです、この件に関しては。やはりこれは、そういった結果を受けて、町長としてどんな見解を持っているのか、認識を持たれたのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○松村 潤議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 今議員のほうからいみじくもお話がありましたけれども、この70歳以上の議員の方が10名おられると、いずれの方々もそれに関与していなかったというようなことは、議長の命によってそういった形が出たようでもありますが、そのことを町長という立場でどのように考えているかということのお尋ねですけれども、私はこれは議会の中で議長を中心にして話し合われた結果というふうに思っておりますし、これは議会のこと、あるいは議員の皆さんのことを考えたときに、私はその結果についてどうこうということの見解を示すというのは私は控えたいと、このように思っております。

○松村 潤議長 松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 予想どおりの答弁が返ってきたわけですが、先ほど私の話の中で申し上げましたが、これはあくまでも議会のほうの結果ということだけではなくて、そこまでに至るプロセス、経過、その点についても着目していただきたいのです、町長には。先ほどもちょっと触れましたが、どうして違反行為が何回も何回も繰り返されて、新聞沙汰にもなってしまったのか。原因は、もちろんそれは違反した人が悪いのでしょうけれども、それだけではなくて、その違反行為を抑止できなかった、またその違反行為に対して適切な対応を取らなかった、その町の責任が大きくなるわけです。そういったプロセス的なことを考えれば、やはり人ごと、議会のことと捉えるのではなくて、やはり一緒になって議会とこの問題については解決に向けて考えていこうと、そういった前向きな姿勢があってもよろしいのではないのでしょうか、町長。私はそう思うのですけれども。この質問を何回繰り返しても同じ答弁が返ってきますので、次に移りますけれども。

次は、大きな項目、今の件とは全く別件で、その後もやはり土砂条例に基づいた許認可がされ、また不許可もあったのかもしれませんけれども、町のほうでその条例に基づいて行われている盛土だったりすることによって、全くの新たな違反事例が今年の1月から現在までの間であったのかなかったのか。あったとすれば、その違反件数、それから違反事例ごとの内容、それから場所、現場、それから明らかにしないでしょけれども、事業者名、それからそこは何か所あるか分かりませんが、町が許可した年月日、これについて課長のほうから答弁を求めたいと思います。

○松村 潤議長 山口安全安心課長。

〔山口哲也安全安心課長登壇〕

○山口哲也安全安心課長 お答えいたします。

今年になって当該条例の申請は10件ございましたが、町長の許可を受けていない事業はございま

せん。しかしながら、大字中野地内における3件において、当該条例の施行規則、施工基準が遵守されないケースがあり、その内容については申請許可ごとに申し上げます。

1件目、3月15日許可については、申請書記載の発生元と違う土砂の搬入、安全柵等の未設置がございました。2件目、8月19日許可につきましては、申請書記載の発生元と違う土砂の搬入、事業地に2か所の出入口の設置、これにつきましては是正済みでございます。安全柵等の未設置、日曜、祝日の事業実施がございました。3件目、10月18日許可につきましては、安全柵等の未設置、日曜、祝日の事業実施がございました。この3件は、同一事業者によるものでございます。事業者名につきましては、大変申し訳ありませんが、控えさせていただきますことをご理解いただければと思います。

以上でございます。

○松村 潤議長 松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 町長、残念な結果ですね。また違った形で違反行為が繰り返されているということですか。

3件とも同一事業者だと、今課長のほうから説明ございました。この件については無許可によるものはないということで、全て町長が許可をした事業ということになるかと思えます。町長が許可した事業であれば、条例に基づいて、その現場に標識を立てるわけですか。その標識には当然事業者名が書いてあると思うのです。ということは公になっているわけですか、事業者が。そういうことではないですか。町長は分かっていると思えますけれども、誰なのか。その事業者名おっしゃっていただけますか、町長のほうから。

○松村 潤議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 違反の事実があるということが前提になります。

先ほどもお答えいたしましたけれども、その事業者の呼名については、あくまでも現段階では事業者ということでお答えをさせていただきたいと、このように思います。分かっている、分かっているかないということは、これはまた別の議論の話でありまして、現状ではそのようにお答えをさせていただきます。

○松村 潤議長 松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 先ほども申し上げましたけれども、標識を立てているということは公になっているということなのですか。どうして事業者名を言えないのでしょうか。見に行けば分かるのですから、誰だって。

同一事業者と課長おっしゃいましたけれども、同一事業者が幾つもやっているということでしょう、違反行為を。それに対して、当然何らかの対応はしているはずではないですか。ですから、事業者名は幾らでも町長の口から言っても別に問題ないと思えます。個人情報に係る問題でも何でも

ないですから。許可を受けた事業者のほうも、自分はこういう者で、こういう工事をさせてもらっているということを世間に公にしているわけですから、標識によって。それも一つの違反行為の抑止なのでしょう。しかし、そういったものが働かないで、違反行為が繰り返されているという現状があるわけです。それも同一事業者が3件やっているということですから、これ同じように悪質な違反ではないですか。

先ほど課長の説明の中にもありましたけれども、許可申請とは違う搬入元から搬入されていると、これどんな土砂が運ばれているのだから分からないではないですか、それでは。それを何でやらせているのですか、何回も何回も繰り返し。それで、名前も出せないのですか。おかしな町です。聞いたことがありません、そんなの。これで押し問答していてもまた次に行けません。大事な質問ができなくなってしまうますから、どうせ何回聞いても言わないでしょうから。中野地内ということですから、探してくればすぐ分かりますよ、どこなのだから。同一事業者の名前が、その許可年月日もおっしゃいましたので、それを見れば、誰だか分かるではないですか、すぐ。後で確認してきて、議会に報告してください、町長。よろしくお願いします。

それから、先ほども触れましたけれども、この違反者に対して、同一事業者ということですが、町としてはどんな対応をしてきたのですか。課長レベルでの対応、町長レベルの対応、それぞれあると思いますので、双方にお伺いしたいと思います。

○松村 潤議長 山口安全安心課長。

〔山口哲也安全安心課長登壇〕

○山口哲也安全安心課長 お答えいたします。

事業者とのやり取りでございますが、直近の対応が11月17日まででございますが、規則が遵守されていない等の確認のため、現場で指導等をいたしました。また、役場窓口、事業者の自宅、事務所、電話等を含めますと、計18回ほど対応をしております。

以上でございます。

○松村 潤議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 お答えする前に、先ほど公表しないことについてということがありましたから、これは議員も十分承知されていると思いますけれども、条例の第18条に違反事実の公表ということがあるわけです。したがって、この条文を引用したということで公表しないということでもありますので、ご理解いただきたいと、このように思います。

それから、その事業者とどう対応したかということについては、今課長がお答えいたしましたけれども、私のほうからもその現場に行って、そしてその事業者に対して指導してきたということで、私は2回ほど、課長とは別に私自身も何回かという抽象的な言い方になりますけれども、現場は承知いたしております。

○松村 潤議長 松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 課長、町長、双方いずれも口頭での指導ということで終わっているのかなと思います。これだけの回数、課長が18回、町長2回、合計、合わせれば延べで20回ほど口頭でやっているということなのでしょうけれども、条例に基づけば、口頭で従わない、現状もそれが改善されていないということであれば、当然条例に基づいて、たしか第14条だったと思いますが、それに基づいて文書で措置命令書を出す。当然の運びかなと思うのですけれども、その点については町長、されたのですか。文書で出したのでしょうか。出したのだったら結構ですけれども、出していなければ、その理由までお答えいただければと思います。

○松村 潤議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 文書については、9月17日の日付で、そのケースについては措置命令ということで出したということでもあります。

○松村 潤議長 松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 すり替えないでください。9月17日に出した措置命令は、あくまでも新聞報道にあった6件のうち3件に対して出したということでしょう。とっくに終わっているのですよ、そこは。そこではない。新たな違反行為が課長のほうからあったということ、3件あったと。その許可年月日もお聞きしました。その件について、安全柵の設置がなかったとか、休日にやったとか、出入口が複数あったとか、そういった話がありましたね、ほかからの土砂が搬入されたとか。その件について、今現在行われていると思われる事例について文書で出したのかとお伺いをしているのです。

○松村 潤議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 先ほど課長のほうでお答えした部分についての、例えば申請書の記載と発生元と土砂搬入、安全柵の未設置、特に安全柵の未設置については、隣地にその影響を及ぼす範囲でないということで、その部分については出しておりません。

また、出入口等の設置については、その事業者が十分考えた上で安全を整えているということでもありますので、出しておりません。

それから、日曜、休みの日ということについては、その事業者は今実施をしていないという報告も受けていますので、そういったことを総合的に考えて、私のほうから命令といいますか、文書での発送はしていないという考え方であります。

○松村 潤議長 松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 やりたい放題ですね、町長。いいですか。施工基準に何と書いてあるか。今町長がおっしゃったようなことは一つも書いていないです、安全柵に関しては。安全対策として、



規則の中にある施工基準には、事業区域外への土砂等の流出のおそれがないように安全柵等を設置することというふうに義務づけているのです。すなわち言い換えれば、土砂等の流出のおそれがある場合においては安全柵を設置することではありません、ここに書いてあるのは。そもそも流出を防ぐために安全対策をちゃんと取ってくださいということで、安全柵等を設置しなさいと、することということで明記されているのです。

町長は、あくまでもほかに流出のおそれがないと認められるので、だから口頭では言ったけれども、言うことを聞かないと、しかし文書では出していないと、そういうことでしょう。こういうのを何ていうか知っています、こういう状況。無法地帯というのです、こういうの。ルールは決めてあるけれども、そのルールに従わない状況ですよ、町長自身も。町長が条例規則を守らないのでは、事業者だって守りません。だから、無法地帯だと言っているのです、こういう状況。前日も言いましたけれども、そういう町に住んでいるのは私恥ずかしいです、はっきり言って。だから、少しでもよくなってもらうために、ここに立ってしたくない質問をしているのです。聞きたくないことも聞いているのです。少しは心に響かせてください。やりたい放題ではないですか、それでは。おかしな話です。

やりたい放題で思い出しましたけれども、まだ幾つもあるでしょう、やりたい放題ということで捉えれば。例えば今その違反行為が繰り返されていると、3件あるということでしたけれども、その現場に運び込まれている土砂はどこから持ってきているものなのですか。

○松村 潤議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 安全柵の設置であります、これは規則をそのまま機械的に運用した場合に、施工する農業者、あるいは他の事業者がおられたときに、過大な負担をかけるということがあり得ることになりますので、それを的確に運用した場合には、他の事業者に対しても隣地に影響がないということが見込まれたときには、やはりそういったこと、規則ではそうなっておりますけれども、そういう対応も必要ではないかと、このように私は考えております。

なお、これは先ほどもお話が出ましたが、この条例規則が平成15年につくられた条例規則でもあります。したがって、その当時の状況と、今ご質問いただいているような状況というのは大きく変わっている状況もあると私は思っております。したがって、そういう部分については、やはりこれから補完できないものについてはきちっと行っていくということは必要だというふうに思っております。

それから、安全柵についてはそういうことではありますが、今後この問題については十分皆さんと協議をする、町としても適正な対応ができるような方向で考えていくと、そのように思っております。

〔「大事なことに答えてないじゃないですか」と呼ぶ者あ

り]

○金子正一町長 大変失礼しました。土砂の運搬については、私ちょっと承知しておりませんので、担当の課長のほうからお答えさせていただきます。

○松村 潤議長 山口安全安心課長。

〔山口哲也安全安心課長登壇〕

○山口哲也安全安心課長 お答えいたします。

土砂の搬入ですけれども、措置命令を行った箇所からの搬入となっております。

以上でございます。

○松村 潤議長 松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 課長の答弁だと分かりづらかったのかなと思います。措置命令を行った場所からの搬入。すなわち無許可で堆積、盛られた土を持ってきているということです。そういうことです。普通無許可で盛られたもの、どんな土砂だか分かりません。無許可で盛られてしまったのですから。そこを原状回復命令を出しているということです、9月17日付で。その土砂を今現在違反行為がされているところに運び込んでいると、そういうことです。おかしくないですか、どう考えても。何で違反行為によって、無許可でもって積まれた土が搬入されてしまうのですか。許可できないのではないですか、町長、それ。普通であれば。許可できてしまうのですか、書類がそろっていれば。そうはいかないですね、残念ながら。

条例第8条第2項を読みます。邑楽町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第8条に許可の基準としてうたわれているのは、町長は、第7条第1項の規定による許可をするに当たっては、当該事業が次に掲げる基準に適合すると認められるときでなければ、同項の許可をしてはならないというふうになっています。同条第2項には、「事業区域及び規則で定めるその周辺地域における溢水防止、土砂等の流出防止、用排水路の確保や交通安全等の保安について規則で定める施工基準」とあるのです。すなわち、先ほど安全柵の設置が未設置ということでありました。これは、施工基準に適合していません。違反しています。その行為を繰り返している事業者を、なぜ次から次へと許可書を出すのですか。この条例に基づけば出せないはずですよ、これは。許可をしてはならないということです。努力義務ではなくて、義務づけているのです、町長に対してこの条例は。それでもなおかつその搬入する土砂も、そもそも町には無断で許可を取らずに積まれた泥なのではないですか。それを何で搬入されているのですか。どういう基準で許可しているのですか。条例に基づいた基準で許可してもらわなければ困るわけです。なぜ町長が許可を繰り返しているのでしょうか。

○松村 潤議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 この条例の目的が、住民の安全で良好な生活環境の保全を図ると、大きな目的があ

って、なおかつ災害のおそれを解消するためには是正を、原状回復が優先されるべきだということの考え方から、そういった措置をしたと、許可の申請を受け付けたということでもあります。

なお、その受け付けた土砂等については、申請書には土砂分析証明書は添付されておりますし、土砂上部の表面であります。土壌の分析は行われているということでありまして、言ってみれば、その条例の目的を達成するために、そのようなことで許可申請を受け付けたという考え方でございます。

○松村 潤議長 松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 町長は、独自に条例をつくってしまうという、書いていないことまで自分の裁量に入れてしまうという、すばらしい特技だなと思って今聞いていましたけれども、決め事は決め事なのです。町のルール。当然その条例をつくるための目的は、それはどの条例だって書いてあります。それと許可基準は別ではないですか。それを何で一緒くたにするのですか。許可基準という項目、条項がなければ構いませんが、先ほど私が読み上げたとおり、しっかりあるのですから。その基準に基づいて、許可、不許可という判断をしていただかなくてはならないのです。そもそもこの事業は許可をするには無理があったということだと思います。だから、何回も何回も口頭で言っても言うことを聞いてくれないのではないですか。何回も繰り返されてしまうのではないですか。そういう町の対応がいいはずがないとは思いますが、これは前回からもそうですが、何度も私のほうで申し上げても、町長自身のそういう意識が欠如している、足りないということであれば、いつになってもこの町は変わりません。ルールがあつてないようなもの、やりたい放題、無法地帯、そういった状況がずっと延々に続いてしまうわけです。そういった状況では困るので、何度も申し上げていますが、私はこの場所にいるのです。そうではないですか。多分聞いていらっしゃる傍聴人の方も、議員もそうですけれども、ちょっとこれは幾ら何でも対応が甘いのではないの、緩いのではないの、皆さんそう思っていると思います。止まったのならいいですよ、違反行為が全部是正されて、改善されたということであれば結構な話です。言うこと聞かないのでしょうか、口で言っても。それだったら、文書で出せばいいではないですか。それ以前に、許可の基準のところそういう問題点があるということを指摘させていただきました。

また、別の角度からも、これはやはり農家の方、農業の方からも私のところにご意見がございましたので、ちょっと調べさせていただきましたけれども、新たな違反行為が繰り返されている現場というのは、これは農地なのですね、恐らく。見た人からすると、そういう話でした。課長、それは農地なのですか、運ばれているところは。違うのですか。どっちなのでしょう。農地か、農地ではないか、それだけ答えをいただけますか。

○松村 潤議長 山口安全安心課長。

〔山口哲也安全安心課長登壇〕

○山口哲也安全安心課長 お答えいたします。

農地でございます。

以上です。

○松村 潤議長 松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 農地ということです。

それで、運び込まれている土、土砂は、9月17日に出されている措置命令書、現場からの搬入ということ、そこははっきりしました。その土の土壌の質、いろいろあると思います。建設残土なのか、それとも農業用の土なのか、いろいろあると思うのですけれども、その種類については許可申請が出ていけば分かると思います。そこに申請書の中にどういった種類のものか、つけなければならぬことになっていきますので、そこは明らかにできると思うのですけれども、建設残土なのか、それは。

○松村 潤議長 山口安全安心課長。

〔山口哲也安全安心課長登壇〕

○山口哲也安全安心課長 お答えします。

申請書添付書類によりますと、第1種建設発生土、砂質土、れき混じりとなっております。

以上でございます。

○松村 潤議長 松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 建設発生土、いわゆる建設残土ということなのでしょう。それが、農地に運び込まれているということなのでしょう。

問題なのは、その事業の目的は何になっているのでしょうか。農地の一時転用なのか、それとも農地改良なのか、いろいろあると思いますけれども、意味もなく土砂が運び込まれるはずがありませんので、それは何になるのですか。

○松村 潤議長 吉田農業委員会事務局長。

〔吉田享史農業振興課長兼農業委員会事務局長登壇〕

○吉田享史農業振興課長兼農業委員会事務局長 農地改良届となっております。

以上です。

○松村 潤議長 松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 農地改良ということで届けが出ているということです。

農地改良は、農業委員会に届出を出すということになっております。農地法の適用は受けないということなので、届出で済むという手続になっているのは私も存じておりますが、その届出を出す際に、地元の土木委員、それから最適化推進委員の署名、捺印、これの同意書が必要であるということになっていきます。それは、インターネット上から引くことができます。そこで、条件を付しているわけです、この土木委員も、最適化推進委員も、証明するに当たって、同意するに当たって。その条件という中、12項目ありますが、その中に埋立て等に用いる土は建設残土ではないこととい

うふうになっているのです。建設残土を運び込んでいるということでした、農地に。事業の目的は農地改良ということですか。おかしくないですか。おかしいでしょう。農地に建設残土を持ち込んで、農地改良ということはできないです。でも、届出を受けている農業委員会。そして、土砂条例に基づいて許可をしているのは町長ということですか。はっきり土砂条例の許可申請の中では、第1種の建設発生土ということで届出がされているというお答えもございました。なぜ農業委員会とすると、そのチェックがされないのでしょうか。届出が出て、それを見て、紙を見て終わりなのですか。これ、建設残土だということであれば、当然事業の中止を促すなり、農地の転用を促すなり、ほかに手続の方法を指導するのが行政の立場ではないのですか。農業委員会の役割ではないのですか。ところが、随分たっていると思います、時間が。相当土砂が運び込まれているのではないですか。今からどうするのですか。その整合性のなさをどうやって是正するのですか。

その点について、課長に伺います。これは、農業委員会の会長に聞いたかったわけですが、議会にもしいらしてくるようでしたらというお話をしましたが、どちらでもいいということか、私の方でも言ったのですけれども。課長が代わりに答弁されるということですから、農業委員会事務局長にその点をお伺いします。

○松村 潤議長 吉田農業委員会事務局長。

〔吉田享史農業振興課長兼農業委員会事務局長登壇〕

○吉田享史農業振興課長兼農業委員会事務局長 お答えいたします。

現状では、土砂条例と農地改良届の整合性は図れていない状況でございます。また、農地改良届においては、要綱が未整備な状況での運用であります。今後面積要件など、他の市町村の要綱を参考に整備を進めていきたいと考えております。

以上です。

○松村 潤議長 松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 さらに無法地帯です。農業委員会のほうにもしかるべき要綱と規制等何もない。どうするのですか、これ。

今までお伺いしてきた中で、大きく3つ問題点があったと思います。整理しましょうか。まず、町長の許認可に関することです。条例に基づいた許可をするべきところ、条例に基づかない許可をしてしまったという。許可基準に基づかない、条例の設置目的に基づいて許可をしたと、開いた口が塞がらないような答弁でしたけれども。それがまず1つ。

それから、現在も繰り返されている違反行為に対して、口頭で済ませてしまっているということ。文書で出さなければならぬはずなのに、その施工基準を自分の都合のいいように解釈をして、命令書、文書として出していないということ、これ2点目。

それから、3つ目は、今農業委員会事務局の吉田事務局長のほうの答弁の中にもありました。整合性がないということ、農地改良の届けと土砂条例の関係です。片や土砂条例では建設残土だとい

うことでも認めているわけですが、片や農地改良の届出の中では建設残土では駄目だと言っているわけです。多分判こを押した地元の土木委員と最適化推進委員は困り果てると思います。自分が署名、捺印しているのですから。建設残土ではないということという約束でもって判こを押しているのです。でも、実際に運び込まれているのは、課長の答弁にはっきりありましたけれども、建設残土ですから。これ、早急に改善を図っていただきたいと思いますけれども、町長、どうするのでしょうか。

○松村 潤議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 3点ほど指摘されました。私どものほうの関係では2点になって、他は農業委員会ということになりますけれども、関連性があるということを考えれば、それはもう見逃すことはできないというふうに思っております。

さて、この3点をどうするかという話であります。先ほどもお答えをいたしました。この盛土条例が設置されたのが、20年ほど前になりますか、ということもありまして、現状に合わないということも多分にある、こんなふうに私は認識いたしております。したがって、その設置基準、あるいは施工基準に合わないものについては、現状に合うような形での条文改正は必要だろうと、こんなふうに思っておりますし、口頭で済ませているというお話がありましたが、これについては口頭で済まず、済まさないという問題でなくして、他に、この事業者はそうであっても、他に行っている事業者も、あるいは農家の方もおられるかと思えます。したがって、そういったことの均衡を図るということも、私は決まりはそうであった、それは守っていかなければいけませんけれども、総合的に勘案した中ではそういった措置も必要ではないかなと、こんなふうに思っているところもあります。

農業委員会の問題については、また今後委員会の立場でいろいろ検討されるだろうと思いますが、ただ一般の建設残土がそこへ入っているということで、農地の改良、あるいは他の目的に使用するということを考え合わせた中で十分考えていく必要はあるだろうと、こんなふうに思っております。

○松村 潤議長 松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 私が3つ並べて指摘をさせていただきました課題について、今答弁をいただいたところですが、3つ全てにおいて非常に薄いですね、答弁が。私は、もう少し建設的で、かつ説得力のある答弁が返ってくると思っていました。町長なのですから。残念です。非常に残念です。

冒頭にも、また中段でも申し上げましたけれども、無法地帯なんていう乱暴な言葉を私は使ったかもしれませんが、まさにその状況だということでしょう、この件に関しては。ほかの分野においてもあるのかもしれませんが。それは分かりませんが、この土砂条例に関しては、今全国的に知事も中心になって動いているということ。先日この土砂条例の軽微な改正がございました。その質疑の中で私は申し上げましたけれども、大阪府、それからたしか埼玉県、それから茨城県、それ

から静岡県、この4知事が国に対して、この土砂条例に関連した法案を、ぜひ罰則付きの法案をつくってほしいと、法規制をしてほしいという陳情に行ったという願いがあったということで、新聞報道でもありましたし、片や7月に発生した熱海の土砂災害、これに関しても様々な裁判が起こされているということ。行政側がやはりしっかりとした対応を取って措置命令を行ってれば、ああいうことが起きなかったのではないかということで、遺族の人たちもこれはかなり怒り心頭でしょう。そういう中で裁判を起こされているということです。全国的にもこれは注目を浴びている、また取り沙汰されている問題です。

呂楽町に関しては、幸いにして環境的には高い山があったりとか、傾斜のある崖があったりだとか、そういうところがありませんので、ほぼほぼ平地ということですから、大きな災害に見舞われていないことも確かかもしれません。ただ、やはり隣地に民家があったり、工場があったり、そこに道があれば人が通ったり、車が通ったり、これは災害が絶対起きない場所なんてどこにもないのです。タイミングが悪ければ、必ずそういった事故も起きるでしょう。災害も起きるでしょう。そういったことを未然に防止するために、こういった条例があるわけです。

呂楽町は、群馬県の中でも先進的に平成15年につくったということで、県条例よりも先にこの条例をつくった経過がありました。なぜこの条例ができたかといえば、緑化センターの近くに、平成15年以前に、これ無法というか、無許可で勝手に盛られてしまった、かなりやばい残土の山ができてしまったということがあって、それに住民の人たちも危機を感じて投げかけていって、この条例整備に至ったという、そういう経緯も伺っております。それが定かかどうかわかりませんが、そういった経緯があって、今の条例が出来上がった。ただし、その条例も、町長おっしゃいました、年を追うごとに、また年代が変わることに、時代が変わるごとに、それは改正していかなくてはならないのでしょうか。

ただ、話を聞いていると、逆に甘くしていったような感じですね、今ある規則を。守らないということを経験的に考えた場合においては、安全柵をつけなくてもいいということになっているわけでしょう。つけなくては駄目だと書いてあるけれども、町長の考えは、総合的に考えれば、やはり小さい事業に対しても、大きい事業に対しても同じように考えなくてはならないからということで、そこで均衡を図る上でという話をしているということは、もっと細かく規則を細分化して、変えていきたいと思いますというような、そういうニュアンスのご答弁でした。全く逆ですから、町長。条例をつくったけれども、違反行為がいまだになくならないのですから。これ、抑止するしかないのです。もっと厳しくするしかないのです。簡単に言ったら、事実の公表も、措置命令を出す際にも、出すことができるという努力義務ではなくて、今の現状ではなくて、出さなければならないということを経験的に義務づけていただきたいです、私は。そういう条項にしていきたいです。そうすれば立派な条例になります。いかがでしょう、町長。そういうお考えありますか。

○松村 潤議長 金子町長。

残り時間が3分になりますので、簡潔にまとめてください。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 私が申し上げたのは、被害だとか災害だとか、そういうことが発生してしまっただけは、これは大変なことです。したがって、安全が図られる場合はということでの答えですので、それは決まりがきちっと決められる。当然あってしかるべきだと思います。しかし、現状の規則の条例の中では、まだそこまできちとした体制が組み立てられていない。したがって、先日の条例改正もあったわけですが、その状況に応じて安全が守られるように、抑止力が働くように考えていくということは、これはそのとおりだというふうに思っておりますので、これからも状況に応じた規則、条例改正等は行っていく必要はあると、そんなふうに思っております。

○松村 潤議長 松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 もちろん条例の改正も必要なのですが、その前に今ある条例をまず守っていただくということです、町長自身も。それに対して対応してもらいたいということです。そうではないですか。規制権限の不行使になってしまいますから、それでは。自分で規則を定めて、その規則を自分が守らない。これ、対象者が守るわけありませんよ、こんなのでは。そういう状況をまず改めるとということです。農業委員会も含めです。そうではないですか。整合性がないものを何ですとやっているのですか。そういう状況だから、やりたい放題になってしまうということです。まだできますよ、多分このままでは幾つも幾つもの農地に建設残土が搬入されて、農地改良という目的で。農地が改良されるのですか、建設残土で。されないでしょう。いろいろなものが混じっているのではないですか、その中には。石ころだったり、何だったり。あまり石がごろごろしている農地、見たことありませんけれども。そういう農地を幾つでもつくってもらいたいのだったら、このままやればいいし、少しでも改善したいと思っていられれば、まず自ら襟を正して、それで次に条例の改正に向けて、自分に対して厳しく対応できるような条例整備を進めていただきたいと思います。

傍聴された方々、大変分かりづらい質問で申し訳なかったと思っておりますが、ただ一言言えるのは、やはり町の管理体制がしっかりしていないということです。だから、問題が起きるとのこと。だから、その管理体制では駄目だから、改善して少しでもいい方向に向いていただきたい。そういう思いで私は質問していますが、残念ながらそれに対する真摯な答弁は毎回返ってきておりません。町民の方々もこういう状況を見て、すばらしい町だなと思っていただけなのであれば、ずっとこの町を愛していただきたいし、また逆に少しでもよくなってもらいたいという思いがあっても、なおもやはり自分の町は愛するべきだというふうに思います。

時間ですので、終わります。ご清聴ありがとうございました。

○松村 潤議長 暫時休憩いたします。

〔午後 2時01分 休憩〕



---

○松村 潤議長 休憩前に引き続き一般質問を行います。

〔午後 2時15分 再開〕

---

◇ 原 義 裕 議 員

○松村 潤議長 9番、原義裕議員。

〔9番 原 義裕議員登壇〕

○9番 原 義裕議員 皆さん、こんにちは。この時間になりますと、幾らか眠くなってくるのかなというふうに思いますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。議席ナンバー9、原義裕です。質問通告に従いまして質問をさせていただきます。プレミアム付商品券についてと行政区の区画改革についての質問をさせていただきます。

まず、1つ目の質問ですが、町内の地域振興を目的にプレミアム付商品券が発行され、順調に成果が表れていますが、現在の状況について教えていただきたいと思います。商工振興課長、よろしくをお願いします。

○松村 潤議長 小林商工振興課長。

〔小林 隆商工振興課長登壇〕

○小林 隆商工振興課長 お答えいたします。

町内で使える地元の消費の拡大と地域経済の活性化を図ることを目的としまして、今回プレミアム付商品券、コハクペイというものを発行させていただきました。なお、アプリタイプの販売金額でございますけれども、12月6日、昨日現在8,000万円のうち7,578万4,000円、約95%でございます。カードタイプにつきましては、同じく12月6日、昨日現在1億2,000万円のうち1億1,998万円、こちらについては約100%、完売でございます。販売合計金額でございます。1億9,576万4,000円でございます。

なお、12月6日、昨日おうらお知らせメールなどでお知らせをしましたが、カードタイプが昨日午前中で完売しましたので、平等性を図るためにアプリタイプにつきましても販売を終了させていただきました。ご購入いただきました皆様に感謝申し上げます。

また、販売方法、周知の仕方等につきまして、いろいろお問合せ、またご迷惑をおかけしたところもございますが、課員一丸となって販売しました。誠にありがとうございました。

以上でございます。

○松村 潤議長 原義裕議員。

○9番 原 義裕議員 今回の課長のお話を聞きまして、大変うれしく思います。販売当初はいかななものかと思っていましたけれども、順調に成果が上がっていると聞きまして、安心したというか、成果があったかなというふうに思っております。

次に、私も質問しようとしていたアプリカードとカードタイプの申込み購入はどのようにと言おうかというふうに思っていたのですが、先ほど課長のほうからも話があったように、100%達成したというふうなことで非常に喜ばしいというふうに思っております。

それで、そこで利用した人たちの年齢層をちょっとお聞きしたいと思うのですが、商工振興課長、よろしくをお願いします。

○松村 潤議長 小林商工振興課長。

〔小林 隆商工振興課長登壇〕

○小林 隆商工振興課長 お答えいたします。

まず最初に、アプリタイプの年齢層につきましては、登録した方が約2万人いらっしゃいました。そのうち1,036人、約5%の方が年齢を登録されておりました。1,036人のうち30歳代が最も多く412人、39.8%となっております。続いて、40歳代、216人、20.8%、50歳代が155人、15%、60歳代が115人、11.1%、20歳代が54人、5.2%、70歳代が49人、4.7%、10歳代が32人、3.1%となっており、最も少ないのは80歳代で3人、0.3%となっておりました。なお、10歳代から50歳までで合計で869人、率にしまして約84%を占めております。

次に、カードタイプでございます。カードタイプにつきましては、7月1日から8月6日までに往復はがきで申し込みされた744人の方の年齢層でございます。744人のうち70歳代が最も多く、282人、37.9%となっております。次いで、60歳代、199人、26.7%、40歳代、83人、11.2%、50歳代が72人、9.7%、80歳代が59人、7.9%、30歳代が30人、4.0%、10歳代未満が13人、1.8%となっておりまして、最も少ないのは20歳代で6人、0.8%となっております。なお、60歳代以上、合計で540名、率にしまして約73%を占めております。

以上でございます。

○松村 潤議長 原義裕議員。

○9番 原 義裕議員 課長、大変ありがとうございました。

私もパソコンを使ったような年代の方が多くて、パソコンが意外と使えない人が少ないかなというふうに思ったのですが、この数字を見ますと大体平均化しているのかなというふうに感じております。私も実はこのプレミアム付商品券を購入いたしまして、窓口でお願いしたのですが、携帯電話で購入する際に非常に複雑な問題がありまして、約30分ぐらいかかったというふうなことで、年も取ってしまうと、こういう機械が使えないかなというふうなことで非常に残念に思っていました。

そこで、町長にお聞きしますが、コハクペイがそれなりに効果があったようです。取扱店も多く、町民の方々の利用も活発になりました。来期の本予算も計画中と思いますが、地域振興につながる町の経済活性化はしなくてはならないというふうに思います。コロナ感染の感染者が少なくなってきましたけれども、また新たにオミクロン株と言われる変異コロナが拡大し続け、まだまだ油断ができないと思います。町長にお聞きします。来年度もこのような地域振興につながる政策は打って

いく考えがあるかどうか、今日お聞きしたいと思います。お願いします。

○松村 潤議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 先ほども課長のほうから今回のコハクペイの地域経済活性化はもとより、地元の皆さんの消費拡大を図るということで予算額で2億円、プレミアム率25%でしたので、2億5,000万円の使用がされ、そして約100%近く消費といいますか、進んだというお話を課長のほうからありましたけれども、こういうことを考えますと、やはり来年度どうするかということでありますが、今考えているところではプレミアム率を若干下げた中で、やはり地元商店の皆さんの協力をいただいて、そして町民の皆さんにもご利用いただくことで、地元経済の活性化が図られればありがたいと思うわけでもありますので、新年度予算に、今担当のほうには予算総枠がありますけれども、十分研究して、実施する方向で考えてほしいというふうなことは指示してあります。

○松村 潤議長 原義裕議員。

○9番 原 義裕議員 ありがとうございます。では、町長、来年度予算についてもやはり地域の商工の発展というふうなことで期待しますので、ぜひぜひお願いしたいと思います。

また、先日30日ですか、新変異株オミクロンですか、それが日本でも確認されて、昨日新たに1人の感染者が発見されております。これで3人目になるのです。太田市も一昨日ですか、13人の新たなコロナ感染者が確認されて、クラスターが発生したと判断されて、まだまだコロナ感染状況は分かりません。町の商業振興にどのように影響があるか分かりません。これからも町全体で注意していかなければならないかなというふうに思いますので、よろしく願いをしていきたいというふうに思います。

それで、非常に成果が上がりましたので、それでは総務課長に次に聞きます。総務課長、以前平成29年ですか、9月に、私が行政区の区画改革についてということでお聞きしました。区長の考えはその後変化があったかどうか、総務課長、お聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○松村 潤議長 関口総務課長。

〔関口春彦総務課長登壇〕

○関口春彦総務課長 お答えいたします。

前回、平成29年9月に一般質問を受けた後、人口減等により合併等を検討していきたいという行政区がございまして、該当する行政区の役員と町担当を交えた話合い等を行いました。話合いの中では、町として合併を行う場合の手続とか、町としてできる支援等について説明をしましたが、その打合せを持ち帰っていただきまして、それぞれの行政区で協議していただきました。その後、この合併については協議が調わなかったということで現在休止しているということで、当時ご連絡をいただきました。

町では、行政区を支援するために、昨年度5年ぶりにアンケートを行いまして、行政区の課題等

を出していただくというようなことを行いました。アンケートは、町として各行政区の実態を把握したいということと併せて、各行政区間で情報の共有ですとか、ほかの行政区の取組等も知りたいというようなこともありまして行ったものですので、集計、その結果については、各行政区に区長会を通じてお返ししているという状況です。そういうことで、行政区の合併の関係につきましては、前回以降動きはありましたが、具体的なものになっていることはございません。

○松村 潤議長 原義裕議員。

○9番 原 義裕議員 コロナウイルスが広がって、町の行事がなくなって、行政区間の関わりも非常に少なくなってきていると思うのです。区長会も満足に開かれていないのではないかなというふうに思います。ぜひ区長会の出席状況が増えればいいかなと思うのですが、この区長会の出席状況についていかがなのか、総務課長、聞きたいと思います。

○松村 潤議長 関口総務課長。

〔関口春彦総務課長登壇〕

○関口春彦総務課長 区長会への区長の出席状況ということでの伺いだと思いますが、これにつきましては基本的には全て区長が出席されております。たまに病気や家庭の所用等で欠席、あるいは代理区長が出席することもあります。我が町の区長会の場合、ほとんど全区長が出席していただいております。

以上です。

○松村 潤議長 原義裕議員。

○9番 原 義裕議員 そうしますと、邑楽町の区長会も出席しているということで、順調に各行政区は進んでいるかなというふうに思います。ぜひぜひ区長には参加していただいて、邑楽町の考え方というものをお知らせいただければと思います。

町長にお聞きしますが、町の人口は今年の11月1日現在ですか、上毛新聞によりますと、邑楽町人口は2万5,361人となって、平成29年7月末で2万6,831人でした。約5年で1,470人の人口が少なくなっています。世帯数でも1万112世帯あったわけですが、現在では9,809世帯となっています。このような状況をどう思うのか、町長に伺いたいと思いますが。

○松村 潤議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 5年間で1,400人ほど人口が減少しているということと、世帯数の増減についての原因は何かというお尋ねであります。これは邑楽町に限ったことだけではありませんが、全体的に人口の減少ということは進んでおりまして、大きな課題になっていることはご指摘のとおりであります。

では、その減少しているということについてどのような対応をしていく必要があるかということですが、さきの質問者にもお答えをいたしました。町内に移住定住ということについて、空

き家等を利用して移住を図ることも大きな効果があるのではないかというふうなお話もありましたけれども、いろんな人口を増加させていくということについては、いろいろな行政のやり方もあるのだらうと思いますが、残念ながら年々減少しているということはそのとおりでもありまして、今2万5,600人ほどの人口ということになっております。私は、この人口をこれ以上減にならないような手法として、それぞれ子ども支援課をはじめ、健康福祉課等を通した中で子育ての環境の改善をして、若い方々に住んでいただけるような施策もしているわけではありますが、なかなか進まないのが現状であります。

逆に世帯数については1万から9,000ということですが、私の記憶では、逆に世帯数は若干ではあります、増えている傾向にあるのかなというふうに記憶しておりますが、これは一戸建ての同一家族の中でも世帯を分けてお住まいになっている方、あるいは転入された方のアパート等への居住ということもその世帯数にカウントされると思いますので、そういった点では世帯数は増えているという状況にあると思います。しかし、私は、総括的にこの人口減少の問題については、女性の方が産み育てる、いわゆる合計特殊出生率もありますが、邑楽町は若干低い状況でもありますので、こういったことの改善がどうすれば改善といえますか、産み育てられるような状況をつくりつつ、改善されていけばよろしいのかなというふうに思っておりますが、残念ながらご指摘を受けました部分については、今後鋭意努力しながら、現在の人口が維持、あるいは少しでも増加に転じるように努力をしていきたいと、このように思っております。

○松村 潤議長 原義裕議員。

○9番 原 義裕議員 確かに町長から言われるように、人口は減っているけれども、世帯数は増えているというふうな傾向もあります。町内を見ても、新しい家がかなり目立っているかなというふうに思っております。

ただ、高齢者が増えるというか、働く方が増えないために、行政区の来年度の役員改選もそろそろ出てくるわけですが、各役員も大変ではないかなというふうに思っております。コロナ感染で思うような行政運営もできず、区長も行政役員も大変な時期になっているのかなというふうに思っております。私も話を聞くのは、結構役員が決まらないのだとか、何とかしてくれないかというふうな話も聞きますので、ぜひそのところはよろしく、町も協力してやっていただきたいというふうに思います。

町長にまたお聞きしますが、コロナ感染の影響は大きく、生命や健康だけでなく、経済、社会、人々の行動や意識に多岐にわたって私たちの日常生活に影響しています。行政区の活性化は、国だけではなく、行政区と町執行部が活性化をさせるべきではないかなというふうに思っております。

町長いかがですか、このことについてお答えいただければと思います。

○松村 潤議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 各行政区の事業運営、あるいは各行政区で行っている様々な行い等に対して、町がいかに応援できるかということのお尋ねであります。今ご指摘もありましたけれども、本当にこのコロナウイルスの関係で様々な事業が停滞をし、中止になっている現状でもあります。したがって、コロナ感染が拡大しない、防止するための考え方がどうしても先行していくということにもなっているのも大きな原因かなと私は思っておりますが、さてそれではそのコロナ感染を少しでも減少、あるいは発生をさせないということで、種々町民の皆さんにご理解いただいて、邑楽町のワクチン接種率も約9割、希望されている方の90%近くの皆さんが接種を受けておられると。東毛地区でも1番という言い方は手前みそになってしまいますが、まさに東毛地区でも高い接種率を誇っております。そういう点では町民の皆さんにこのコロナに対してかなりご理解をいただく中で進めてきていると。第3回目ということも先ほどのご質問ありましたが、これも8か月ということでもあります。国のほうでは6か月ということの短期間の中で、何とかこの感染予防していこうということをおっしゃっておりますので、町のほうではそういったことも踏まえて、事業展開をしていくということになると思います。

したがって、それぞれの行政区の中で、やはりいろんなご苦勞、課題等が多くあるのだらうと思っておりますが、これは各行政区のそれぞれの特色があつての成り立ちでもありますから、そういったことには、先ほど区長会のお話もありましたけれども、区長会を通した中で、各行政区の区長のほうからご意見をいただく中で、町で応援できる部分については積極的に応援をして、そして各行政区の活性化が図られるような支援をしていきたいというふうに思っております。具体的にどういふものがあるかということについては、ちょっと今頭の中にあいせんけれども、まさにそれぞれ多くの、55世帯の行政区から1,000世帯を超える行政区もあるわけでもありますので、そういった状況を十分理解した上でご意見等を伺う中で進めていければと、そんなふうに思っております。

○松村 潤議長 原義裕議員。

○9番 原 義裕議員 ぜひ各行政区と密にして運営をしていただければいいかなというふうに思っています。

先日千代田町でしたか、明和町か、また実は新しい工業団地の予定をしたというふうに、今日の上毛新聞にちょっと載っていたと思うのですが、邑楽町についてはその後の工業団地ですとか、そういうある程度人口が増加するというか、そんなような施策というものは打っているのか、ちょっと聞きたいと思うのですが、よろしくお願ひしたいと思います。町長、お願ひします。

○松村 潤議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 町の第六次総合計画の中では、そういった工業団地等を含めた計画もありますけれども、具体的には団地の適地ということも県のほうに申入れはしてありますが、結果としてなかなか誘致が進まないということは事実でもあります。しかし、ご案内のように国道354号の沿線には、

県下でも初めてだということのようではありますが、都市計画法に基づく地区計画が成就できまして、県の許可も下りたところでもあります。これが約100ヘクタールほどの用地について、商業施設、あるいは住宅用地、それから公共用地等、それぞれ形成できるわけでもあります。こういった中で具体的には邑楽南中学校の東側になりますけれども、ここにJ A 邑楽館林と覚書を交わしてありまして、来年の10月頃までにはいわゆる農畜産物の直売所の建設も行っていただけるというような具体的なお話もありますし、また開拓方面ですか、赤堀方面でも今これは民間の企業の方ではありますが、その用地を利用して、産業団地といいますか、そういった形で今造成も行われているところでもありますので、できるだけ県のほうにもこういった協議をした中で工業団地、あるいは産業団地の造成ということも考えていければと、こんなふうに思っておりますので、邑楽町、大変優良農地が多いところでもありまして、農業、工業、商業が平準化に振興できるように努めていきたいと、このように思っております。

○松村 潤議長 原義裕議員。

○9番 原 義裕議員 確かに南地区というか、長柄地区というか、そういうところはある程度道路もできて、そのような発展ができるわけですが、非常に農業地域というか、邑楽町は農地にも恵まれていてというふうなことなのですが、それがあることによって、邑楽町自体の人口が増えないというふうな問題もあるのかなというふうに思います。

私も以前にも質問をさせていただいていますが、高島地区ですか、あっちにも非常に優秀な農地があるのですが、やはりあっちにもある程度商業地域というか、住宅地域というか、そういうものも造る必要があるかなと。それはなぜかというのは、やっぱり足利市にも近い、非常にそういう大きなまちが隣接しているところでもあります。太田市ですとか足利市だとかというところがありますので、ぜひそこら辺も十分考えていただければというふうに思うのですが、町長、いかがでしょうか、そっちのほうの開発とかということは今現在どのように考えているのか、ちょっと教えてくださいませんか。

○松村 潤議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 バランスの取れた計画をというお尋ねだと思います。

北部地区については、確かにいわゆる農業振興が行われている地域でもありまして、どちらかという畑地よりも水田が多いということもそれに起因しているのかなと思いますけれども、ただそういう中であっても、いわゆる長藤堀の土地改良地域についてはかなり広い面積もあるわけですので、今南部地区の地区計画というお話もいたしましたけれども、そういうことも含めて、これから担当と十分協議をして、そういった形ができ得るものであれば進めていくということについては、これやぶさかでないと、そのように思います。

○松村 潤議長 原義裕議員。

○9番 原 義裕議員 私がそのような話をしたのは、やはり農業の担い手がだんだん減ってしまうというふうなことなのです。私の地区の、ある意味では石打の地区だけですけれども、やっぱり農業をやれる方が一人一人減ってきてしまっているというふうな、非常に寂しい状況と私も思いますので、こんな質問をさせていただきました。ぜひ北部の石打、秋妻の高島地区にもそのように活性化するような施設、工業団地とは言わないのですが、そのような施設をぜひ造っていただければというふうに思いますので、よろしく願いしたいと思います。

実は、町の条例ですけれども、平成元年に邑楽町行政区設置規程が設けられて、規程の第3条に、行政区の廃置分合は区民に諮り、関係する区の代表と協議して、町長が定めるというふうに定めがありますが、そろそろ行政区等との整理というか、そういうものの時期が来ているのではないかなというふうに思っていますが、町長、どうでしょう、以前と同じような考え方なのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○松村 潤議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 ただいまの質問については以前にもお答えをしたことがありますけれども、行政区の合併については、やはり私自身はそれぞれの行政区において、昔からいろいろ流れてきた問題等もあるのかなというふうに思います。したがって、区民の皆さんの了解をいただくといいますか、区民の皆さんの合意形成をまず図っていかないと、行政区同士としての合併といいますか、それはちょっと難しいのではないかなと。これは当時もそのようにお答えしたと思いますし、現在もそのように思っております。と申しますのは、これはあえて具体的な区名は申し上げませんが、それなりにといいますか、大きな行政区と少ない世帯の行政区の中でそういった話も出たといいますか、協議が一時行われたという経過の報告を受けておりますが、なかなか今申し上げたような状況があって、それ以上に進まなかったというふうなことをお聞きしております。それを考えますと、やはり町が指導する、応援するということはもちろんなのですが、まずはその行政区の皆さんにそれぞれそういった問題に対しての合意形成をしていただく中で相談をされていくのが、私は一番理想的な姿ではないかと思っております。町のほうからこうしてほしい、ああしてほしいというようなことについては、現時点ではそういった考え方はありません。あくまでもそれぞれの行政区の皆さんの判断を受けた中で支援をする、応援ということがやはり必要ではないかと思っておりますので、現状では特に町としてという考え方は持っておりません。

○松村 潤議長 原義裕議員。

○9番 原 義裕議員 実は、平成28年ですか、行政区に対して、行政区の規模等でアンケートを取っているということですが、平均300世帯という結果が出ているようです、その結果では。私も何度も何度も言いますが、行政区の大小があって、大きいところでは1,100戸以上、これは前原地区であり、小さいところだと、これは住谷崎地区、45戸しかない行政区もあって、同じような行政



区運営ができるかどうか、町長、いかがなものでしょうか。

○松村 潤議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 少数の世帯の行政区と、1,000戸を超える行政区との行政運営が順調にいくかというのですが、私は現時点ではそれぞれの区長が苦勞されて、そして存続しているわけでもありませんので、やっぱりそういうことについては大事にしていかなければならないと思っていますし、行政区の運営が順調にいくかいかないかということは、私はその行政区の皆さんの関わりに大きく関わってくるのではないかと考えています。

先ほどもちょっと役員になられる方が少ない、組織そのものが存続できないというようなお話も聞いておりますが、今その背景はやはり定年制の問題、あるいは今は70歳まで延長するようなお話も聞きますと、なかなか仕事に従事をされる方が多いので、そういったことの原因も大きくあると思います。しかし、現在各行政区の区長を中心としてそういった運営をされておられますので、やっぱりこれは尊重していかなければいけないのかなと、そんなふうに思っておりますし、もしそういったことでいろんな課題があつて困つたということについては、先ほど総務課長からもお答えいたしましたけれども、そういう部分について十分町としても応援するということについては考えていきたいと、このように思っております。

○松村 潤議長 原義裕議員。

○9番 原 義裕議員 それでは、また町長にお伺いしますが、今までこの問題に対して町民に投げかけたことはありますか。アンケートを取ったことはありますか。区長会の席だけのアンケート等ではなかったかなというふうに思うのですが、町民の一人一人の声を聞いているかどうか、ちょっと町長に聞きたいと思います。

○松村 潤議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 ご質問、大変恐縮なのですが、ちょっと詳細にわたりますので、総務課長のほうからお答えをさせたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○松村 潤議長 関口総務課長。

〔関口春彦総務課長登壇〕

○関口春彦総務課長 お答えいたします。

行政区、区長を通じてのアンケートではなく、直接町民を対象としたアンケート等で合併等の考えを聞いたことがあるかというご質問だったと思いますが、これについてはここ5年というか、私の知っている限り行ったことはございません。行政区に対するアンケートは過去2度ほど行っておりまして、その中で各行政区のいろんな問題点等をお聞きする中で、先ほどから議員もおっしゃったように、どのぐらいの規模が適正だと思ふのかとか、合併について考えているのかというのを区

長のほうにお聞きしています。

ちなみに、直近、令和2年度に行ったアンケートでは、合併を考えていないという行政区が32行政区で、分割を検討しているというのが1行政区、合併等について検討しているというのが1行政区という結果でした。また、自分の行政区の大きさがちょうどよいという行政区が25行政区ほどありまして、町全体の各行政区では大きさが大きな問題になっている状況ではないということで、個別の課題ということで、それぞれ相談等をさせていただいている状況です。

○松村 潤議長 原義裕議員。

○9番 原 義裕議員 この問題については、以前小学校の学校区変更のときに聞いてはいます。

やはり各行政区の町民の声というものを生で聞くべきではないかなと思うのです。確かに今年が高齢化になってきていて、地元の行政に対しての関心というのがなくなってはきています。そのために、ある程度自分がそういう役を避けたいというふうな方も結構おるのです。ですから、区長会というか、行政区の役員の人たちが大変な思いをしていると。例えば農業委員会の人に、普通のサラリーマンの方がなったということによって、水の管理等々が非常に不都合だというふうな声も聞いていますので、ぜひ今後については早急に各区民にアンケートを取っていただいて、この行政区の合併ですとか分割ですとか、そういう問題についても協議していただければというふうに思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

実は、私前にも質問したのですが、板倉町も今までに29行政区あった行政区を12行政区に変更しています。この変更についても、あそこの地域的なこともあって非常に分かれているのです。非常に農地が多くて、本当はもう4つによく分かれているわけなのですが、29行政区あって、それを19行政区に変更したと。邑楽町も面積的にも非常に集落がはっきりして分かれていると。将来のまちづくり、また農業従事者の減少、人口の減少等々を考えると、このような判断になったのではないかと。この件についても、ある程度町が指導的に行うことによって、これも何年かかかったようですが、やるべきではないかなと。邑楽町についてもだんだん、だんだん、町自体が、長柄地区ですとか中野地区とか高島地区とかとありますが、そこにもある程度人口減少の幅が大きくなったり、町として中野が意外と商店が多くなってきたり、ほかのところだとまちがない。だから、正直言って高島地区ですとお店がもう何軒かぐらいしかないでしょう。1軒か2軒ぐらいしかないですか。そういう実態もありますので、邑楽町自体もそのような状況を把握して、まちづくりをしていただければというふうに思います。ぜひそのようにお願いしたいと思います。この件について、町長、いかががお考えか、教えていただけますか。

○松村 潤議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 各行政区の合併ということについて、板倉町の事例もお伺いいたしましたけれども、先ほどからもお答えしておりますけれども、やはり町とすれば、その町の事情があるわけだと思い

ます。板倉町は板倉町の事情があり、また邑楽町は邑楽町の事情ということがあるわけでもありませんので、その事情が何であるかということをご指摘のように調査をして、そしてそれを反映させるべきでないかということは私もそのとおりでというふうに思っております。

したがって、これは大きな問題でもありますから、軽々にそのことについて、これが理想的で、これがいいと、メリット、デメリットの話にもなかなか行き当たらないと思います。したがって、基本は各行政区の区長を中心として、そういったご意見を伺うということも、これが一番身近な課題解決になってくるのかなというふうに思っておりますので、町として今そこまでのいろんな各行政区の合併についての動きということは特に見当たらないと言うと失礼ですけども、そういう状況もありますし、それをいかに町が醸成をして進めていく、リーダーシップを取って進めていくかということも現時点では慎重に対応して、そしてその行政区が少しでも活性化を図り、地域の住民の皆さんがお互いにきずなを深めていくような、そういう状況をつくっていければ一番よろしいのではないかと思いますので、町としてもこれから今のご意見を参考にして、担当課のほうで指示をし、そして調査等が必要であれば行っていくということも必要だというふうに思っておりますので、そのように現時点でお答えをさせていただきます。

○松村 潤議長 原義裕議員。

残り時間4分となりました。

○9番 原 義裕議員 国では、やはりコンパクトシティというふうな考え方があって、各市町村等々にもその考え方というのは伝わってきていると思うのです。そのような状況を見たときに、邑楽町がコンパクトシティとして整理されるまちづくりができるかというふうなことを考えたら、非常に難しいのかなというふうに思います。ぜひこの邑楽町、板倉町もそうですが、邑楽町も非常に人口も分散して、地区も分散している。先ほど言ったように石打というか、高島を考えたとき、全体を考えても、そういうふうなお店が何軒あるかというふうなことを考えたら、私はほとんどないと思うのです。ですから、そういうところもぜひ考えていただいて、国で考えているコンパクトシティをもうちょっと成立させるようなものが必要ではないかなというふうに思います。

邑楽町では、昭和62年ですか、34区の明野が制定されて以来、行政区の見直しがされていません。人口の減少、空き家の増加、各家庭の高齢化等々を考えていくと、やはりこの行政区の再編というのが絶対、絶対必要ではないかなというふうに思いますので、町としてもこの部分をぜひ考えていただければと思います。町長も一応任期としてはあと2年ぐらいになるわけですから、ぜひ町長が今現在の役職のうちにこの目安というか、方向性を決めていただければというふうに思いますので、ぜひぜひよろしくお願ひしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○松村 潤議長 暫時休憩いたします。

〔午後 3時14分 休憩〕

---

○松村 潤議長 休憩前に引き続き一般質問を行います。

〔午後 3時30分 再開〕

---

◇ 瀬山 登議員

○松村 潤議長 6番、瀬山登議員。

〔6番 瀬山 登議員登壇〕

○6番 瀬山 登議員 本日の一般質問は、私が大トリで最後になります。あと1時間足らずのお付き合いですけれども、どうぞよろしく願いいたします。通告に従いまして質問を始めます。議席番号6番、瀬山登です。

今日の質問内容は、道路、街路樹管理について質問させていただきます。人が移動するのに欠かせない道路、毎日何げなく通っている道路も四季を通していろいろ変化します。交通安全対策に配慮して、道路整備に奮闘している行政に対しまして、心からまず感謝を申し上げます。

最初の質問は、道路の歩道の分離帯に植樹ますを設置して管理されている街路樹を中心に質問いたします。街路樹は、主に市街地の幹線道路に従って植えられ、都市の景観を美化するなど、自然環境の保全や歩行者に日陰を提供するなど、いろいろな目的の下、都市環境の向上に役立てられていると思います。美しさときれいで有名な街路樹は各地にたくさんあります。近くでは隣の大泉町のいずみ緑道は、美しい日本の歩きたくなるみち500選に選ばれて、ネット上でも拝見ができるようになっています。邑楽町の明野のハナミズキ通りは、低木のアカカナメと高木のハナミズキが色彩よくマッチングされ、剪定もされて、いつもきれいに管理され、美しい街路樹で、広く知られていると思います。私もよく通ります。大変快適で気持ちよく、ゆっくり眺めながら通過して楽しむときもあります。

さて、質問ですが、担当課長にお伺いいたします。ほかにも街路樹の設置されている町道幹線道路がありますが、その幹線道路の番号、街路樹通りの起点と終点をまず聞きたいと思います。

○松村 潤議長 齊藤都市建設課長。

〔齊藤順一都市建設課長登壇〕

○齊藤順一都市建設課長 お答えいたします。

植樹ますのある主たる町道についてご説明いたします。町道幹線5号線は、役場庁舎、図書館、シンボルタワー、保健センターの北側にある東西方向の町道で、邑楽中学校の北東の信号機のある交差点の東側から東に向かい、多々良沼公園の西側の丁字路の交差点から南に行く、通称桜土手と呼ばれているところへ行く町道でございます。

町道幹線6号線は、邑楽中学校の東側で南北方向の町道でございます。南に行きますと、孫兵衛川と交差し、国道354号と交差し、その南から植栽がされておりますが、県道矢島大泉線との交差

の地点まで植栽が施されております。そのまま真っすぐ南に行きますと、鞍掛第二工業団地の西側を通り、株式会社アドバンテスト群馬工場の南西の交差点を西に行き、このところからまた植栽が施されております。県道赤岩足利線に連絡する町道でございます。

町道幹線19号線は、コープぐんまコープ中野店の東側の信号機のある交差点から北側で、国道122号線に連絡する町道でございます。多々良川の交差しているところから南側のほうに一部植栽が施されているところがございます。

町道幹線20号線は、学校給食センターの東側にある南北方向の町道で、多々良沼の北側から国道122号に連絡する町道でございます。

町道幹線22号線は、コープぐんまコープ中野店の東の信号機のある交差点から南に向かい、中野東小学校の西を通り、呂楽陸橋を通り、主要地方道足利呂楽行田線に連絡する、瀬山議員のおっしゃったハナミズキの植えられている町道でございます。

町道幹線34号線は、鞍掛第三工業団地内の鞍掛中央公園から東へ行き、新堀川の手前までの町道でございます。鞍掛中央公園から主要地方道足利呂楽行田線のところまでも植栽が施されております。

町道16—83号線は、鞍掛第三工業団地内を南北に通る町道で、新堀川と逆川の合流点の西側にある鞍掛橋から南へ行き、県道古戸館林線へ連絡する町道でございます。

以上でございます。

○松村 潤議長 瀬山登議員。

○6番 瀬山 登議員 あまりにも多くて、1回聞いただけではよく覚えられなくて、これから質問する内容にちょっと間違いも出るかと思えますけれども、なかなかたくさんあって、地図にでも落とさないと分からないような気がします。

次に、それぞれの街路樹を築造されたときの目的とか思いが込められていると思います。例えば何々緑道とか地名などありましたら聞きたいと思いますが、ございますか。担当課長にお伺いします。

○松村 潤議長 齊藤都市建設課長。

〔齊藤順一都市建設課長登壇〕

○齊藤順一都市建設課長 お答えいたします。

整備を計画したときの図書等が、申し訳ありませんが、現在残っておりませんので、具体的にそのときどのように計画をしたかというのは、申し訳ありませんが、分からない次第でございます。よろしく願いいたします。

○松村 潤議長 瀬山登議員。

○6番 瀬山 登議員 担当課長はまだ若いですから、昔の担当職員が建設に携わったわけで、分からないと思います。

ただ、先輩、偉人が造った街路樹ですから、現在もきちんと維持管理をしていかななくてはならないと思います。街路樹は、法律上道路の附属物と位置づけられ、個人が街路樹を勝手に伐採するなどの行為は禁じられています。街路樹は、時として手入れ不足による環境の悪化で通行者の害になるおそれがあるので、適切な管理が求められています。

そこで、街路樹をきれいに維持管理していくには毎年費用がかかります。街路樹の委託管理料が令和2年度実績で、邑楽町では1,034万円であります。それぞれの街路樹の管理費、1メートル当たりどのくらいかかっているか、担当課長にお聞きいたします。

○松村 潤議長 齊藤都市建設課長。

〔齊藤順一都市建設課長登壇〕

○齊藤順一都市建設課長 お答えいたします。

町道幹線5号線は1メートル当たり1,129円、町道幹線6号線は1メートル当たり749円、町道幹線19号線及び町道幹線20号線は1メートル当たり455円、町道幹線22号線は1メートル当たり1,648円、町道幹線34号線ほか2路線は1メートル当たり1,301円でございます。

以上でございます。

○松村 潤議長 瀬山登議員。

○6番 瀬山 登議員 今回の発表でもお分かりだと思いますけれども、街路樹によって費用が全然変わっているわけです。内容は、例えば樹木の剪定作業や除草、殺虫などだと思います。それで、低い価格で維持管理されているところは高木樹がなく、低木樹だけで済んでいるところかなと思い、管理費も低くて済む、そんなような感じかなと思っております。そして、この費用に対して管理状況は適切か、樹木の剪定作業など、費用対効果というのですか、かけられた費用が適切に管理されているか、担当課長はどう思っているか、まだこれでは費用が足りないとか、もう少し費用かけて手入れをきちんとしなくてはならないか、どのように考えているか、お聞きいたしたいと思います。

○松村 潤議長 齊藤都市建設課長。

〔齊藤順一都市建設課長登壇〕

○齊藤順一都市建設課長 お答えいたします。

植栽管理業務委託につきましては、費用対効果の判断が、瀬山議員がおっしゃるとおり、とても難しいと感じております。ご指摘のとおり、よりよく植栽管理をし、常にきれいな状態であれば、道路景観が向上し、沿道の生活環境が保全され、道路利用者の快適性の確保などが維持されるため、利用される住民の方も気持ちよく感じられ、心に潤いを与えることもできるかと思われま。そのためには、除草や除草剤散布など、費用を多く使う必要があり、それには費用がかかることとなりますので、どの程度の維持管理を行うべきか、どの程度の費用をかけるべきか、その部分がとても難しいと感じております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○松村 潤議長 瀬山登議員。

○6番 瀬山 登議員 先ほど申した低い価格で維持管理されているところは、植樹ますが枯れてしまっていて、そこに今まであった樹木が枯れてしまっていて、空になっている、そういうところがすごくあります。特に鶉地区、農村広場の東の街路樹については、当初施工したときの半分以下の樹木で今維持管理されているわけですが、その状態を町担当課長はどう見ているか、お聞きしたいと思います。

○松村 潤議長 齊藤都市建設課長。

〔齊藤順一都市建設課長登壇〕

○齊藤順一都市建設課長 答えいたします。

近年は、植樹ますを設けずに歩道整備している箇所が多いですが、かつては歩道整備時に植樹ますを設置し、植栽を施工することが多くありました。その当時は経済が低迷しておらず、植栽の維持管理に係る費用のことは将来財政的に厳しくなることをあまり推測できなかったかもしれません。経済の低迷とともに、植栽の維持管理費についても削減がよいことと判断され、費用をできるだけかけないように維持管理しているのが現在の状況でございます。よろしくお願いたします。

○松村 潤議長 瀬山登議員。

○6番 瀬山 登議員 この農村広場の東の植樹ますが空になっているのは、地域住民は現状に慣れてしまい、現状では今気にかけている方が少なくなっているような気がします。

植樹ますは、樹木がないと草の発生が早く、成長がとても早く、ですから雑草が生え茂ると悪い環境で気になる。この道路は通学路にも指定されているが、高木樹木は当初からなく、街路樹の役割がどのような期待があって設けられたか、私も疑いをちょっと持ちたくなる状態です。町長は、この植樹ますが空になった状態を今後どのように維持管理していかなくてはならないか、どのように思っているか、町長にまずお聞きしたいと思います。

○松村 潤議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 この道路、町道20号線に当たる部分だというふうに思っておりますが、ご指摘がありましたように、農村広場の東側はほぼツツジが植栽されておられたのかなと思うのですが、これがご指摘のようになくなっております。また、北へ行きますと変電所がありますけれども、変電所から北はそのツツジがそのまま植栽になっているかと思えます。

それをどうするかというお尋ねですけれども、正直非常に慎重にならざるを得ない。と申しますのは、植栽をすることによって、やはりそこを通る皆さん方が、ツツジということであれば春にはきれいな花が咲きますし、併せて今まさに脱炭素社会の形成ということを考えれば、二酸化炭素を吸収してというようなこともあります、大きなことと言えば。また、片や植栽した場合に管理費がかかるということになるわけです。低木でもありますので、その管理費については、先ほど課長が

お答えをいたしましたけれども、そう多くのといいますか、ただ距離がありますから、国道122号から3号線の延長のところまでですから、距離がありますから、とはいえ管理費は結構かかっているのかなと思っております。

私自身もそのご質問を受けるということの中で現場も見てまいりました。20号線だけでなく、6号線、5号線、19号線、22号線も見てまいりましたけれども、特にひどいところになっています。たまたま知り合いに造園をやっておられる方がいるものですから、ちょっと参考までに聞いてみました。特にツツジであれば、サツキ関係のオオムラサキといいますか、これがかなり病虫害に強いというような話も聞いてきましたけれども、課長には、非常に微妙なところなので、どちらを選択するかということについて研究してほしいというお話はいたしました。私とすれば、やはり植樹ということが今申し上げたような環境面からいっても、私自身はそれがいいのかなとは思っておりますが、とはいえお金のかかることでもありますので、十分考えた中で新年度予算に計上するかどうかということも含めて考えていきたいと、このように思っております。

○松村 潤議長 瀬山登議員。

○6番 瀬山 登議員 町長の考えとしては、今後の課題でよく検討して、担当課長と相談しながら検討していきたいということですが、私も実は現状に合わせるのであれば、植樹まずは全部撤去してしまって、歩道を広く取ったほうが実用性というのですか、利用価値があるのではないのかなと思っております。両側は田畑で、特にあそこヘツツジの街路樹があったほうが良いというのもあまり思いません。ですから、どっちかという、中途半端にしておくというのが一番悪い行政ではないのかと思いますので、維持管理するのであればきちんと植え込む。できないのなら早く撤去して舗装にし、あとお金のかからない方法を選ぶなり、適切な方法を選択して、きちんと進めていっていただきたいと思っております。ですから、今後の課題に入れていただければ、改善がされていくのかなと思っております。

それから、町道幹線道路6号線などでも植栽されている樹木が枯れて立っているものがあります、高木樹が。なぜ枯れたのをいつまでも立てておくのか。やはり枯れた以上は、後がないのだから、早く撤去して、等間隔に最初つくった高木樹もやはりきちんと植えていかななくてはならないのではないかと、代わりを。そのような考えはないのか、担当課長か町長に聞いて、今後それを改善していくのか、お聞きしたいと思います。

○松村 潤議長 齊藤都市建設課長。

〔齊藤順一都市建設課長登壇〕

○齊藤順一都市建設課長 答えいたします。

町道幹線6号線にある高木はナナカマドでございました。今現在4本残っております。去年度枯れたものについては伐採させていただきまして、今現在見目が枯れたように見えるのですが、今ある4本についてはまだ枯れてはおりません。これもこの先枯れてしまえば伐採させていただきた



いとは思っております。低木のオオムラサキツツジにつきましては、今現在枯れずに存在しておりますので、このままオオムラサキツツジについては維持管理をさせていただき、高木については今のところ植える計画はございません。

以上でございます。

○松村 潤議長 瀬山登議員。

○6番 瀬山 登議員 ちょっと私の勘違いで間違えました。役場裏の5号線です。5号線は立っているのです。それで、低木樹も西のほうへ行くと間隔がかなり空いて、最初はこんな状態ではなかったのにな、何で町の顔である街路樹をもっときれいに、他町村から来た人にもきれいに見せることができないのかなと思ったので、そこはあえて一つの例に出してみました。ですから、幾つかある邑楽町の街路樹、これからも維持管理するには、やはり最初に設置した樹木がなくなったら早い補植。きちんと維持管理をしていかないと、邑楽町の顔がいいかげんに見えてしまうような気がするのです、やはりこれからも街路樹管理はあまり皆気にしないけれども、管理者として気にすべきだと思っております。どのようにお考えでしょうか。

○松村 潤議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 確かに5号線については、当初植え込んだ樫の木が枯れてしまって、ご意見のとおりだと思っております。それについて、東側のほう、中央橋のほうからはいわゆるサルスベリという木だと思いますけれども、夏に花が咲く、これは赤の色だと思いますけれども、それを植栽して、補植をして、そういった景観が損なわれないように行っているということでもあります。ただ、言われますように、消防署の前になりますか、それから西については若干枯れている部分もあり、そのままになっているということもあります。また、これはご質問なかったですが、役場、図書館の西側も枯れているのがそのままになっているということもありますので、これを補植するのがいいのかどうか。ただ、残念ながら植栽ますが小さいものですから、下からの水の吸収が悪いのか、あるいは植栽されている樹木は前の町長の考えで植栽をされたということも伺っているのですが、外皮が大変早く害虫に捕食されてしまったかどうかということもあるのだらうと思いますが、そういうこともありますので、景観を損なわれないような形での管理は、これから担当をして努めていきたいと、このように思います。

○松村 潤議長 瀬山登議員。

○6番 瀬山 登議員 この街路樹管理ですけれども、国道や県道にも街路樹が設置されているわけですけれども、邑楽町の国道354号、唯一4車線の道路、この歩道、特に篠塚地内から東へずっと走ってみると、かなり雑草が植え込みの樹木よりも上がっております。管理状況が町道よりも悪くなっていると思います。当然国道とか県道ですから、町には管理義務がないと思いがちですけれども、現地は邑楽町ですから、もっと県とか国に対して管理がきちっとされるようにできないのか、

お伺いします。

そして、太田市なんかはもっとひどいのですけれども、やはり国道というのはいろんなところからいろいろな人が通る道ですから、その地域の一つの顔に見えますので、きれいな街路樹を提供できるように努力していただきたいと思いますけれども、行政機関同士はどう対応していくか、お伺いします。

○松村 潤議長 齊藤都市建設課長。

〔齊藤順一都市建設課長登壇〕

○齊藤順一都市建設課長 お答えいたします。

これまでも国道354号などで除草の依頼などのご連絡が地域の方などからありましたら、館林土木事務所へ連絡し、対応を依頼しております。今回改めて館林土木事務所にご相談させていただきました。その回答は、除草については雑草の繁茂状況から最適な時期を見計らい、年間1回から2回の除草を行っておりますが、雑草の伸びがよく、除草が追いついていない状況のようでございます。予算的な制約があり、年間3回の除草は困難であるため、見通しの悪い箇所や通行に支障のある箇所等を地元からの通報等により部分的に3回目の除草を実施しているようでございます。通行に支障となる雑草がある場合は、ご連絡をいただければ、調査の上対応していただけるようでございます。

また、群馬県は花と緑のクリーン作戦制度の活用により、地元団体による群馬県管理道路の除草等の活動を支援しております。国道354号の一部の箇所でこの制度を活用して、地元の団体が除草活動を行っておりますが、コロナ禍で前年度と今年度の活動ができず、その分除草がされない箇所が残ってしまっている状況もあるそうです。群馬県といたしますと、この花と緑のクリーン作戦制度をご活用いただき、地元団体で県民参加の除草活動をしていただければとてもありがたいと願っております。

以上でございます。

○松村 潤議長 瀬山登議員。

○6番 瀬山 登議員 今お聞きしますと、年間1回から2回、多いところで3回の除草だとおっしゃっていましたが、今の雑草は非常に成長が早く、そのくらいの除草作業では間に合いません。

国道354号については、やはり長柄小学生の通学路にもなっております。学校に着くと、知らない間に実がついて、取るのに大変な苦勞した子供などもいるのではないかと考えています。これも後で教育現場で聞きたいと思っておりますが、その草を今回私ちょっと調べてみましたら、街路樹に多く生える草でひつつき虫、名前をコセンダングサとって、生態系被害防止外来種に指定されているそうです。これが今非常に多く、群れをなして生え広がっております。知らないで通ると、動物でも人間にでも衣服にでも大量について、取るのに四苦八苦するほど時間もかかります。これを

小さいうちに早く撤去すれば、花の時期なら大丈夫ですけれども、今の時期実って、知らないで通ると、もう実が体中についてしまい、それをまた構わないでおくと、いつの間にか靴下から入って行って、肌まで刺す。非常に悪い草だと思っています。ですから、まず教育長に聞きますけれども、通学路にこれが生えて、構わないと大変なことになると思いますけれども、どう思いますか。

○松村 潤議長 藤江教育長。

〔藤江利久教育長登壇〕

○藤江利久教育長 質問ありがとうございます。

街路樹については私も見回って見まして、大変枯れているなというのも実感で湧いてきます。国道354号と、それから狸塚の十字路から南へ下がったところの街路樹のところも、街路樹だけではなくて、非常に雑草が生えているなということで気がつきました。また、今邑楽南中学校の東側のほうは片側が歩道が通れないほどになっているということで、余計混雑している状態かなというふうに思っています。先ほどのひつつき虫ですか、それからオナモミとかイノコヅチとかたくさんありますけれども、そういうものがついていると非常に嫌な思いをするし、これは困った問題かなというふうに感じております。

○松村 潤議長 瀬山登議員。

○6番 瀬山 登議員 先ほどから申していますけれども、空になった街路樹だけの雑草ではなくて、そのほかの道路でものり面や路側帯に堆積した土に、先ほどの難しい名前でごセンダングサ、これが生えて、もうすごい勢いで成長しております。以前は、生活環境の環境づくりに貢献した道路愛護、生活道路環境づくりに地域で活動を行っていたわけですけれども、最近は去年からコロナウイルス感染対策として、各地で道路愛護がされていない地域が多くなり、またこういうことも原因して、もうどこでも草が芽を出し、成長が僅か2か月ぐらいでかなりの高さになる。今後これが物すごい勢いでまだ増えていくと思いますので、行政としては対応策をどうにか考えているのか、お聞きしたいと思います。

○松村 潤議長 齊藤都市建設課長。

〔齊藤順一都市建設課長登壇〕

○齊藤順一都市建設課長 お答えいたします。

瀬山議員がおっしゃられたとおり、コロナ禍で去年、今年と道路愛護運動がされず、除草ができず、道路に草が茂っているところが目立つようになっている状況がございます。町として、その辺に先行して何か取組ができればよかったかもしれませんが、それができず、申し訳ありませんでした。財政的なこともありますので、さっきおっしゃられていた除草については、今後また検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○松村 潤議長 瀬山登議員。

○6番 瀬山 登議員 次の質問ですけれども、舗装道路の穴埋め補修についてお聞きしたいと思います。

舗装道路に、幹線道路などよく穴が空くわけですけれども、穴埋め補修作業に、発見から修復までが今の状況では非常に長過ぎると思います。どのような工程か、その穴埋め作業が終わるまでの流れを担当課長にお伺いしたいと思います。

○松村 潤議長 齊藤都市建設課長。

〔齊藤順一都市建設課長登壇〕

○齊藤順一都市建設課長 お答えいたします。

舗装道路の穴埋め補修については、発見された方からの通報がありましたら、職員が補修箇所の確認を行い、赤色のスプレーで印をつけ、通常の補修であれば、1週間程度の補修箇所をまとめて委託業者に連絡し、補修を行っていただいております。ただし、補修方法等で検討が必要な場所等には、赤スプレーで印をつけることをせずに修繕しているときもございます。補修箇所が危険な場合等は、職員で応急措置をし、委託業者に緊急対応で対処していただいております。

以上でございます。

○松村 潤議長 瀬山登議員。

○6番 瀬山 登議員 そうしますと、舗装道路に穴が空いたときにスプレーがされていないところは、まだ誰も通報していないという意味でしょうか。私が感じている範囲では、その穴が空いていたら、スプレーを塗るまでにちょっと長い、場所によっては1か月以上も放置されているという、これもかなりの幹線道路ですので、そのような気がします。このスプレー作業、やはりそこを通る方にも早く通報されているのが分かるように、これからも必要だと思います。

ちなみに、場所を申し上げていいのか分からないのですが、カインズホーム北、小曾根橋から東へ行く道路、時々穴があちこち空くのですけれども、ここについてはかなり、通報がないのか何だか、時間というか、日数がたって、なかなか穴が埋まらない。そういう状態が長いので、今後やはり受けたら最初にすぐ行ってみる。職員を派遣して確認する。大事な作業ですので、しっかり行っていただきたいと思います。

いずれにしても、道路整備が生活環境づくりと交通安全に与える影響は大きいので、行政と地域住民の早い対策を実行して、それぞれの地域が恥ずかしくないようにきれいに整備されていくことをお願いし、また進めていく必要があると思いますので、私の意見として申し上げたいと思います。

これで、今日の私の一般質問は終了いたします。大変ご清聴ありがとうございました。

以上です。

---

#### ◎散会の宣告

○松村 潤議長 以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。本日の会議は以上にとどめ、これで散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会することに決定しました。

なお、明日8日は午前10時より会議を開き、本日に引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

大変お疲れさまでした。

〔午後 4時16分 散会〕